

# 第3次おばま 男女共同参画プラン



令和3年3月  
福井県 小浜市

## はじめに

人口減少や少子・高齢化が進展する中、市民の皆様のライフスタイルや雇用形態の多様化など、私たちを取り巻く環境は著しく変化しております。

このような中、環境の変化に対応しながら、誰もが性別にかかわらず個性を尊重され、社会のあらゆる分野で活躍し、安心して暮らせる社会の実現が強く求められているところでございます。



小浜市では、平成 14 (2002) 年に制定した「小浜市男女共同参画推進条例」のもと、2 次にわたって「小浜市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりました。

このたび、「第 2 次おばま男女共同参画プラン」の計画期間が終了を迎えることから、本市の男女共同参画を一層推進するため、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された SDGs (持続可能な開発目標) の理念を踏まえ、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までを計画期間とする「第 3 次おばま男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、～みんなで支え合い、誰もがいきいきと活躍できるまち おばま～を目指し、多様性を認め合う意識づくりやワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の推進、子育てや介護などを地域で支え合う仕組みづくり、あらゆる分野での女性の活躍推進、男女共同参画の視点に立った防災体制整備など、社会情勢の変化とともに明らかとなった新たな課題の解決にも取り組んでいくこととし、プランに反映しております。

今後、本プランに基づき、男女共同参画社会の実現のため、市民の皆様や関係機関、団体の皆様と連携し、各種施策を実行してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力いただきました小浜市男女共同参画プラン策定委員会の皆様をはじめ、市民意識調査などを通して貴重なご意見をいただいた皆様に心から御礼申し上げます、挨拶といたします。

令和 3 (2021) 年 3 月

小浜市長 松崎 晃治



# 目 次

第1章 プラン策定にあたって .....	1
1 プラン策定の趣旨 .....	1
2 プランの位置付け .....	1
3 プランの期間 .....	2
4 プラン策定の経緯 .....	2
第2章 現状と課題 .....	3
1 男女共同参画をめぐる状況 .....	3
2 小浜市の男女共同参画を取り巻く状況 .....	6
3 市民アンケートにみる小浜市の現状 .....	11
4 事業所アンケートにみる小浜市の現状 .....	20
5 前プランの進捗状況 .....	22
6 現状と課題のまとめ .....	24
第3章 プランの基本的な考え方 .....	27
1 基本理念 .....	27
2 プランのめざす方向 .....	28
3 プランの体系 .....	29
第4章 具体的施策 .....	31
基本方針1 みんなが尊重しあう .....	31
基本方針2 みんなが活躍する .....	35
基本方針3 みんなが心豊かに過ごす .....	41
基本方針4 みんなで守る .....	45
基本方針5 みんなで進める .....	48
第5章 プランの指標・目標 .....	50
資料編 .....	51
1 小浜市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿 .....	51
2 策定経緯 .....	52
3 用語解説 .....	53
4 小浜市男女共同参画推進条例 .....	55



# 第 1 章 プラン策定にあたって

## 1 プラン策定の趣旨

小浜市では、平成 14 年 9 月に「小浜市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例を有効なものにするため、小浜市男女共同参画基本計画「御食国若狭おばま 男女共同参画プラン」を平成 14 年 12 月に策定しました。

この計画は平成 23 年 3 月に「第 2 次おばま男女共同参画プラン」として改定され（平成 28 年には中間見直しを実施し、改定プランを策定）、誰もが輝き、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、共に責任を担い、個性豊かな生活ができる小浜市をめざして、さまざまな施策を推進してきました。

これらの取組みを通じて、本市の男女共同参画をめぐる状況には一定の進展がみられるものの、「小浜市男女共同参画推進条例」に定められた理念の実現には、まだ課題が残されているのが現状です。

このたび、「第 2 次おばま男女共同参画プラン」が令和 3 年 3 月に計画期間を終えることから、本市の男女共同参画を一層推進し、誰もが性別にかかわらず個性を尊重され、自身の指向や能力に応じて社会で活躍し、安心して暮らせる社会の実現をめざして、新たに「第 3 次おばま男女共同参画プラン」（以下、本プランという。）を策定しました。

## 2 プランの位置付け

本プランは、以下に相当する計画を一体のものとして策定するものです。

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める市町村男女共同参画計画
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に定める市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に定める市町村推進計画

策定にあたっては、本市の最上位計画である「小浜市総合計画」をはじめ、関連する諸計画との整合を図りました。

### 3 プランの期間

本プランの計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、中間点にあたる令和7年度に社会情勢の変化や本プランの進捗状況の評価・検証等を踏まえて具体的施策の改定を行うとともに、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとしてします。

「第3次おばま男女共同参画プラン」の計画期間

											(年度)	
令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
本プラン				改定		本プラン（具体的施策の見直し）						
									策定	次期計画		

### 4 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、「第2次おばま男女共同参画プラン」における取組みを検証するため「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」（いずれも令和2年8月実施）を行うとともに、パブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において進捗状況の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、社会情勢の変化などに対応するため施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、関係団体代表や行政職員らで構成される小浜市男女共同参画プラン策定委員会において数次にわたって審議を重ね、本プランを策定しました。

## 第 2 章 現状と課題

### 1 男女共同参画をめぐる状況

(1) 国際的な動向 (この項目は国際的な動向を示しているため、西暦を併記しています)

国際連合(国連)は、1975(昭和50)年を「国際婦人年」と定め、その後の10年間を「国際婦人の10年」として、女性の地位向上をめざす取組みを展開しました。

1979(昭和54)年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

1995(平成7)年に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進をめざす「北京宣言」および2000(平成12)年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、2000(平成12)年に開催された国連特別総会の「女性2000年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

2013(平成25)年に開催された第57回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第23回国連特別総会」成果文書、「第4回世界女性会議」の10周年および15周年にあたって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」および「行動綱領」が採択されてから20年目にあたる2015(平成27)年には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

また、2015(平成27)年の9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

この中で、国際社会がめざすべき2015(平成27)年から2030(令和12)年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」、略してSDGs(エス・ディー・ジーズ)が示されました。

SDGsは「誰一人取り残さない」をテーマに、世界が直面する環境問題や貧困の問題、政治、経済等の課題解決に向けた普遍的な目標を定めたもので、持続可能でより良い社会の実現に向けて17のゴール(目標)と169のターゲット(具体的な目標)が設定されています。この中には「ジェンダー平等を実現しよう」という項目があるほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連するゴールやターゲットが多く含まれています。

2020(令和2)年1月からはSDGs達成のための「行動の10年(Decade of Action)」がスタートし、日本を含む世界各国でSDGsを達成するための取組みが進められています。



## (2) 国の動向

わが国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11 年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体および国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

### 「男女共同参画社会基本法」の 5 つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成 12 年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は改定を重ね、令和 2 年 12 月には、令和 3 年度を初年度とする「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

この中で、①「2020 年（令和 2 年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%以上」という国の目標が十分に達成されていないこと、②令和 2 年から国内でも顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大の影響でドメスティック・バイオレンス(DV)が増加したり女性の雇用状況が悪化したこと、③諸外国よりも男女共同参画の進展が遅れていること、などを踏まえ、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるようめざして取組みを進める」を新たな目標とし、AI（人工知能）やデジタル技術の活用、DV の根絶、男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透、男女共同参画の形成をけん引する人材の育成などを、取り組むべき事項として掲げています。

さらに、平成 27 年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体および民間事業主（従業員 301 人以上、令和 4 年度以降は 101 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。

DV については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、平成 13 年に「配偶者暴力防止法（DV 防止法）」が施行されました。この法律は平成 25 年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともしする交際相手からの暴力およびその被害者についても、法律の適用対象となりました。

### (3) 県の動向

福井県では、昭和 63 年に「21 世紀をめざすふくい女性プラン」、平成 10 年に「ふくい男女共同参画プラン」、平成 14 年に「福井県男女共同参画計画」を策定しました。「福井県男女共同参画計画」は平成 24 年の改定（第 2 次計画）を経て、平成 29 年には「第 3 次福井県男女共同参画計画」を策定して、男女共同参画の社会づくりを着実に推進しています。

また、平成 18 年には配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」を策定しました。平成 31（令和元）年には 2 度目の改定版として、第 3 次改定版が策定されました。

### (4) 小浜市の動向

小浜市では、平成 14 年 9 月に「小浜市男女共同参画推進条例」を制定し、その条例を実効あるものにするため、「御食国若狭おばま 男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を実施してきました。この計画は平成 23 年 3 月に「第 2 次おばま男女共同参画プラン」として改定され、市民誰もが輝き、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、共に責任を担い、個性豊かな生活ができる小浜市をめざして、さまざまな施策を推進してきました。

このプランは平成 28 年 3 月に進捗状況の評価・検証や社会状況の変化等を踏まえて施策の見直しを行い、新たに「第 2 次おばま男女共同参画改定プラン」がスタートしました。

また、勤労者が家庭生活と職業生活との両立を図りつつ、地域社会にも参画することを可能にするための環境整備として「家庭と仕事の両立の日」を平成 15 年 6 月 1 日から毎月 1 日と定め推進しています。

さらに、「小浜市男女共同参画推進条例」第 3 条では、「配偶者間の人権侵害の根絶」を基本理念の一つとして掲げ、第 7 条には「性別による権利侵害の禁止」を規定し、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援を進めてきました。平成 19 年には、DV 等女性相談員を配置、平成 21 年には DV 相談専用電話を設置し被害者の相談を行っています。平成 22 年には、庁内関係課の緊密な連携および情報の共有を図ることなどを目的に小浜市 DV 対策庁内連絡会議を設置しました。

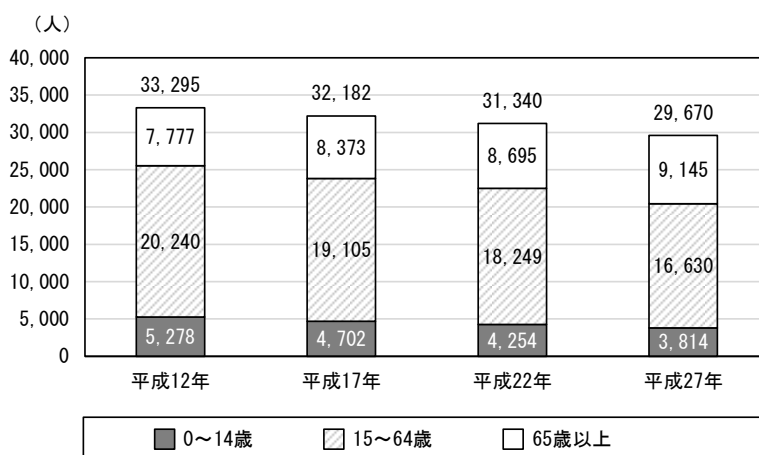
令和 2 年には、市内の事業所が、女性の有給休暇取得や男性の育児休業取得の促進などに取り組んだとして、「女性活躍推進法」に基づく認定（えるぼし認定）企業に認定されるなど、本市の男女共同参画は、社会の変化とともに着実に前進しています。

## 2 小浜市の男女共同参画を取り巻く状況

### (1) 人口の推移

本市の総人口は、年々減少しており、平成27年には29,670人と3万人を下回っています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口と15～64歳人口は減少を続けている半面、65歳以上人口は増加を続けています。平成27年の人口を平成12年と比較すると、0～14歳人口は1,464人(27.7%)減、15～64歳人口は3,610人(17.8%)減、65歳以上人口は1,368人(17.6%)増となっています。

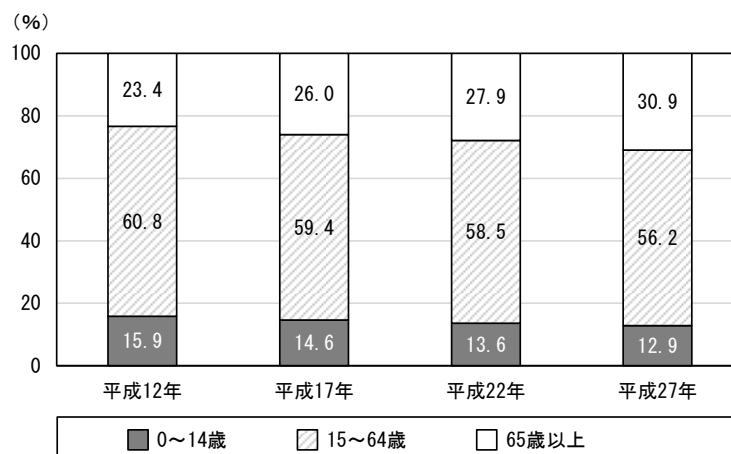
【年齢3区分人口の推移】



資料：国勢調査（合計値には年齢不詳を含む）

本市の人口を年齢3区分別の構成比でみると、65歳以上人口の割合が年々増加し、平成27年には3割を超えています。その半面、0～14歳人口と15～64歳人口の割合は、年々減少しています。

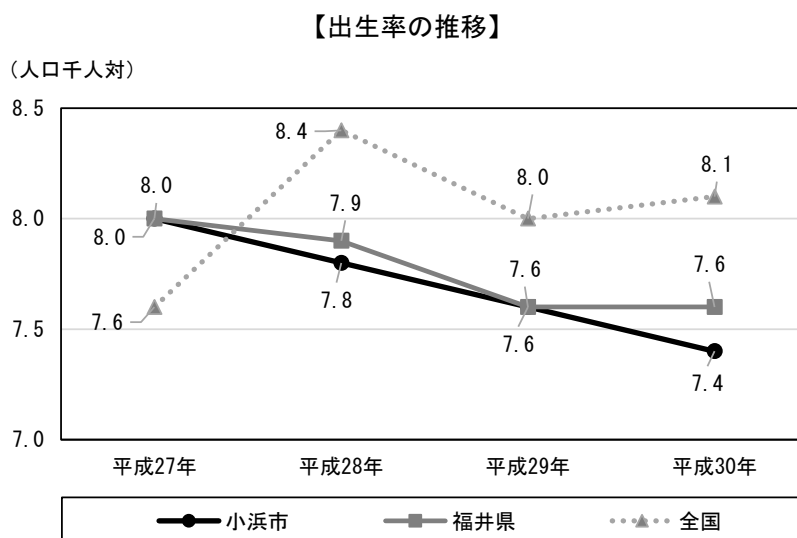
【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査

## (2) 出生率の推移

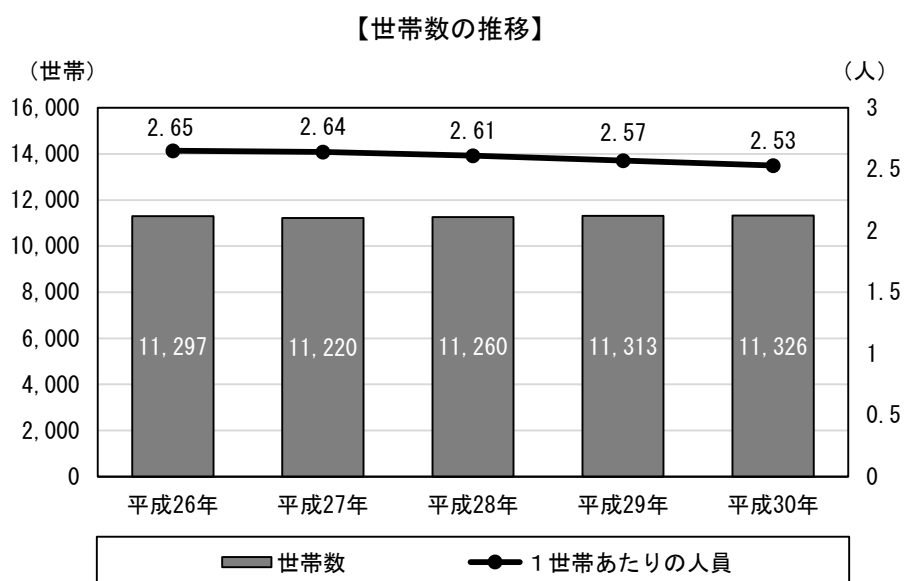
本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、平成27年以降、減少傾向となっています。全国や福井県との比較では、平成27年には全国よりは高く県とは同水準にありましたが、平成30年時点では、全国や県より低くなっています。



資料：福井県人口動態統計

## (3) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成27年にいったん減少したものの、その後は増加を続けています。人口減少の中で世帯数が増加しているため、1世帯あたりの人員は年々減少を続けています。

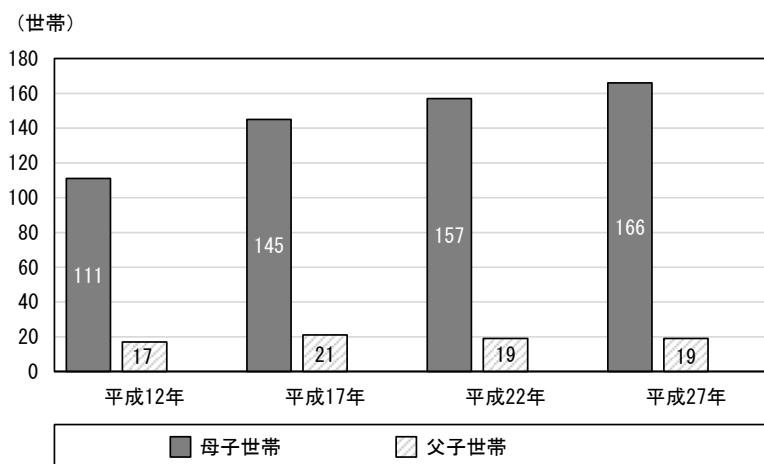


資料：小浜市統計書

## (4) ひとり親世帯数の推移

本市の母子世帯の数は、年々増加を続けており、平成 27 年は 166 世帯となっています。父子世帯の数は、20 世帯前後で推移しています。

【ひとり親世帯数の推移】

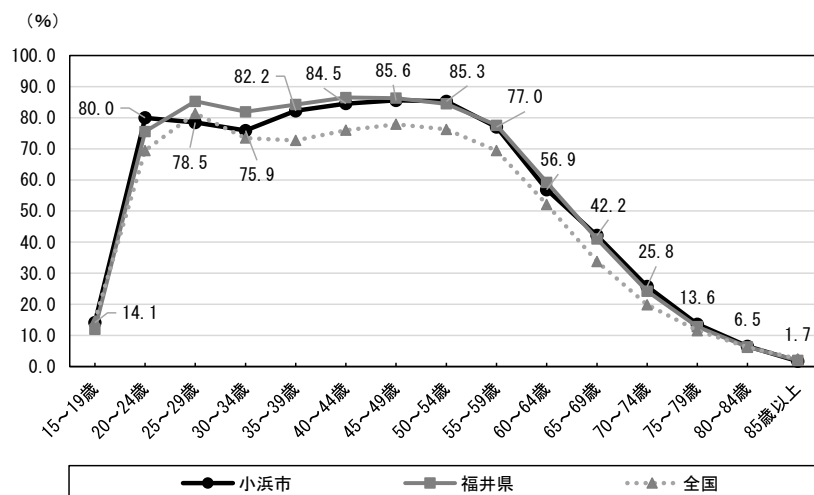


資料：国勢調査

## (5) 女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口）は、25～34歳で県よりも、やや低くなっていますが、国との比較では各年代でおおむね高い水準となっています。

【女性の労働力率】



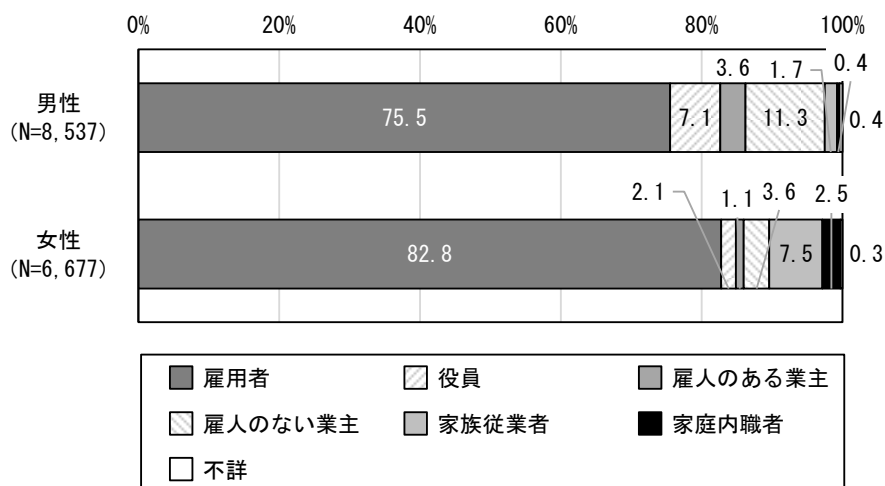
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
小浜市	14.1	80.0	78.5	75.9	82.2	84.5	85.6	85.3	77.0	56.9	42.2	25.8	13.6	6.5	1.7
福井県	12.0	75.6	85.3	81.9	84.2	86.5	86.3	84.5	77.6	59.2	41.1	24.2	12.8	6.3	2.0
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5

資料：国勢調査（平成 27 年）

## (6) 就業者における従業上の地位

本市の就業者（15歳以上）の従業上の地位の割合をみると、「役員」「雇人のある業主」「雇人のない業主」で女性が男性を下回っています。逆に「雇用者」や「家族従業者」「家庭内職者」では女性が男性を上回っています。

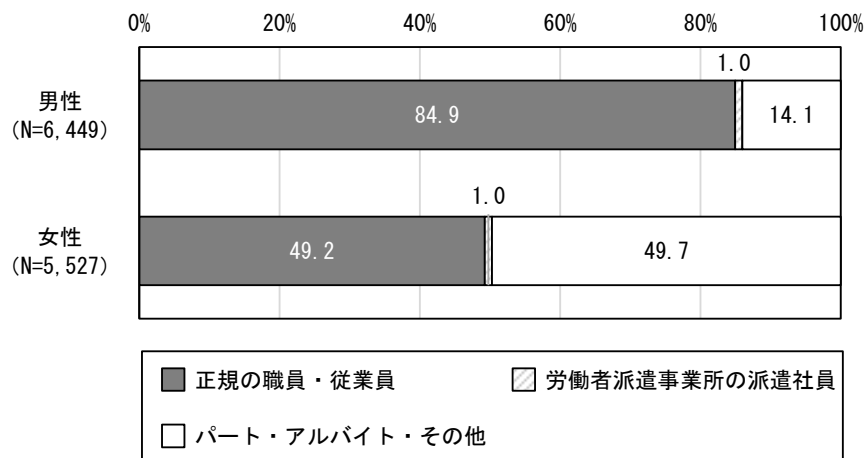
【就業者（15歳以上）の従業上の地位】



資料：国勢調査（平成27年）

また、「雇用者」の内訳をみると、女性では「パート・アルバイト・その他」が男性より顕著に多く、49.7%とほぼ半数近くとなっています。

【雇用者の内訳】



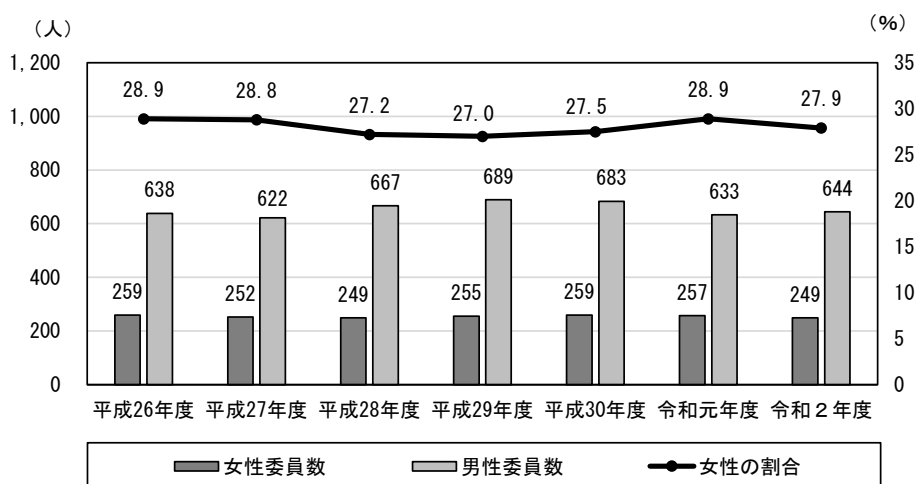
資料：国勢調査（平成27年）

## (7) 審議会等<sup>※</sup>における女性参画の状況

本市の審議会等において、総委員に占める女性の割合は、令和2年度時点で、27.9%となっており、28%前後で推移しています。

※行政委員、法律・条例・要綱等に基づく審議会等の合計（議員と区長を除く）

【審議会等における女性参画の状況】

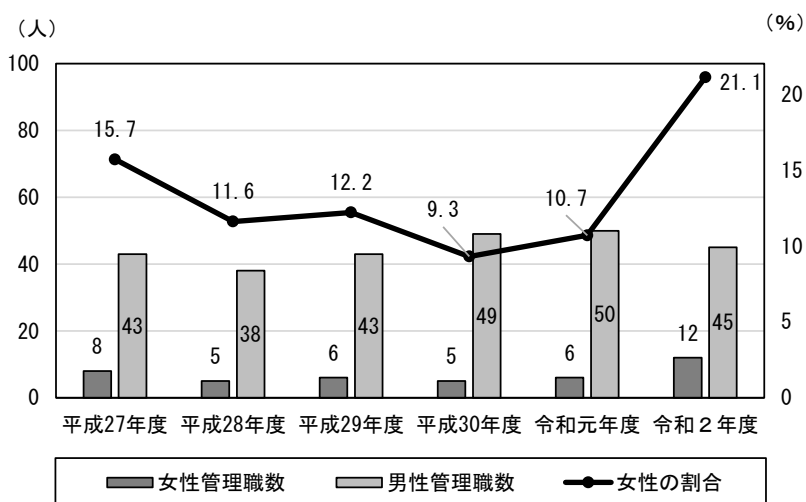


資料：市民協働課（各年度10月1日現在）

## (8) 市における女性管理職（主幹以上）の状況

本市の管理職のうち、女性が占める割合は平成30年度までは増減を繰り返しながらも全体としては減少傾向にありましたが、令和元年度以降増加に転じ、中でも令和2年度は21.1%と、前年度と比較して大きく（10.4ポイント）増加しています。

【管理職に占める女性の状況】



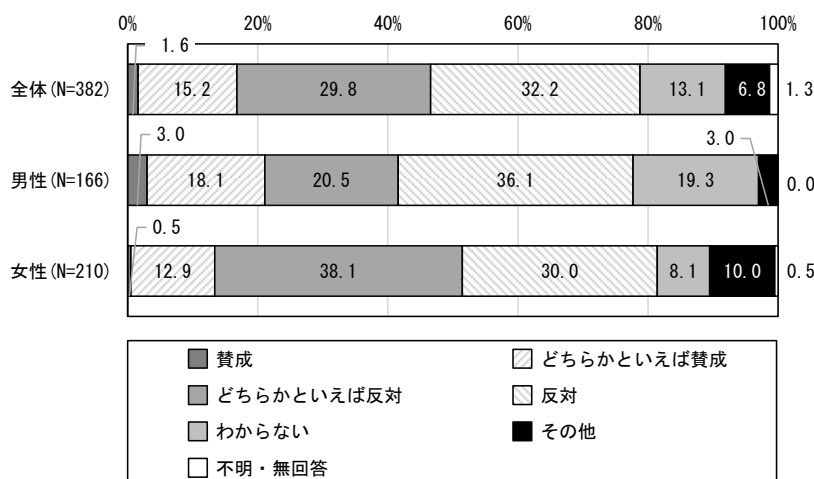
資料：市民協働課（各年度4月1日現在）

### 3 市民アンケートにみる小浜市の現状

本プランの策定にあたり実施した「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年8月実施。対象：市内在住の16歳～69歳の男女各500名）の結果から、特徴的なものを抜粋します。

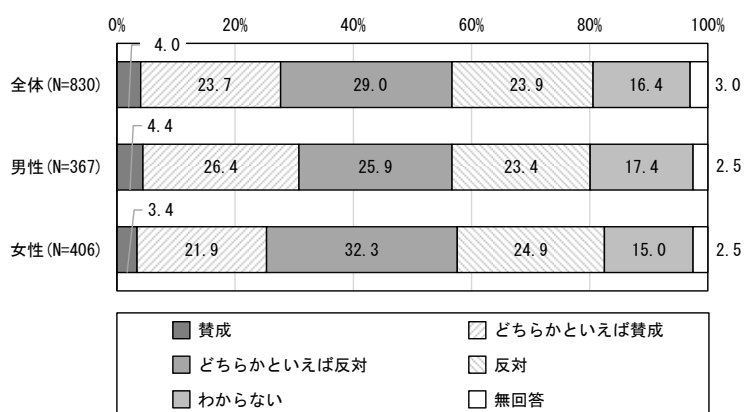
#### （1）「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合（肯定的意見）は、男性で21.1%、女性で13.4%となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合（否定的意見）は、男性で56.6%、女性で68.1%となっており、男女間で意識の格差がみられます。



前回調査（平成27年8月実施）との比較では、肯定的意見は男性で9.7ポイント、女性で11.9ポイントそれぞれ減少しています。また、否定的意見は男性で7.3ポイント、女性で10.9ポイント増加しており、性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあると考えられます。

【前回調査の結果】

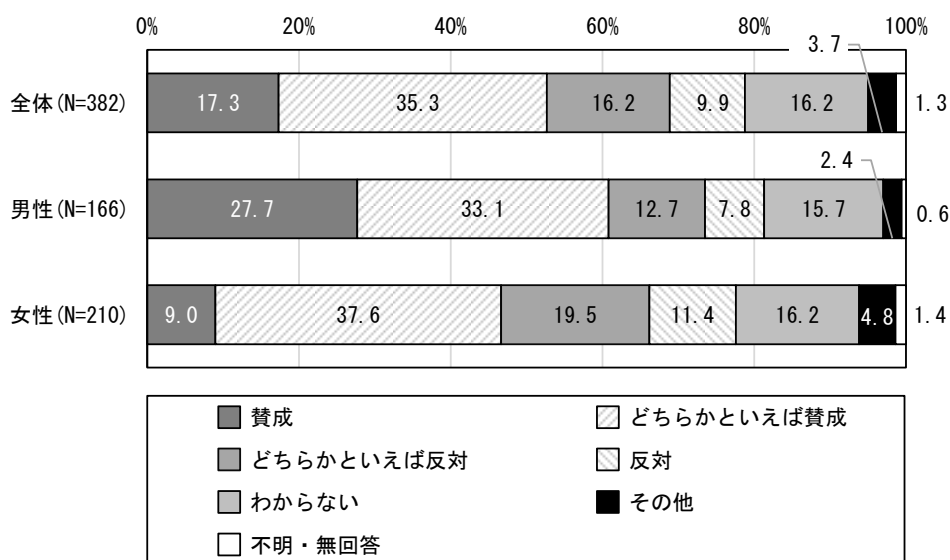


		前回 (%)	今回 (%)
肯定的意見	男性	30.8	21.1
	女性	25.3	13.4
否定的意見	男性	49.3	56.6
	女性	57.2	68.1



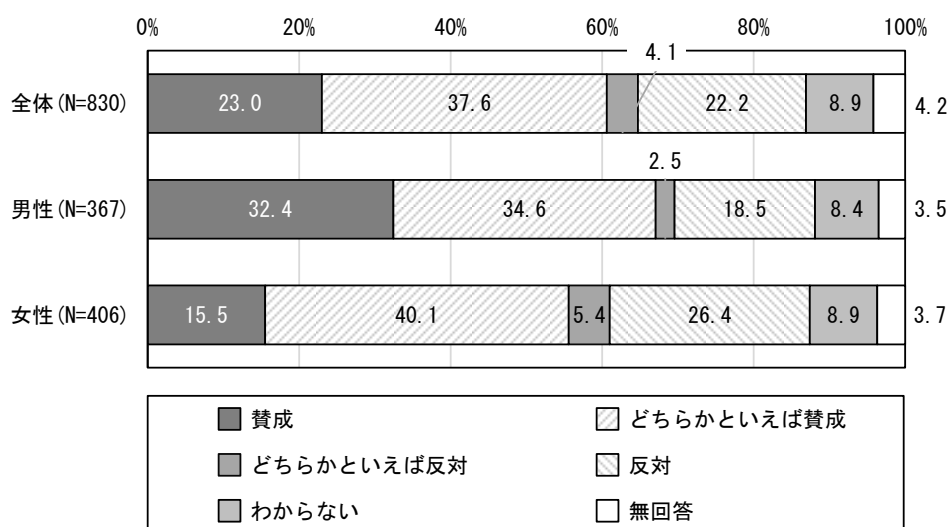
## (2) 「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という子どもの育て方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が、男性で 60.8%、女性で 46.6% となっています。また、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合は、男性で 20.5%、女性で 30.9% となっており、男女間で意識の格差がみられます。



前回調査との比較では、肯定的意見は男性で 6.2 ポイント、女性 9.0 ポイントそれぞれ減少しています。性別による固定的な子育て観は、解消されつつあると考えられます。

### 【前回調査の結果】

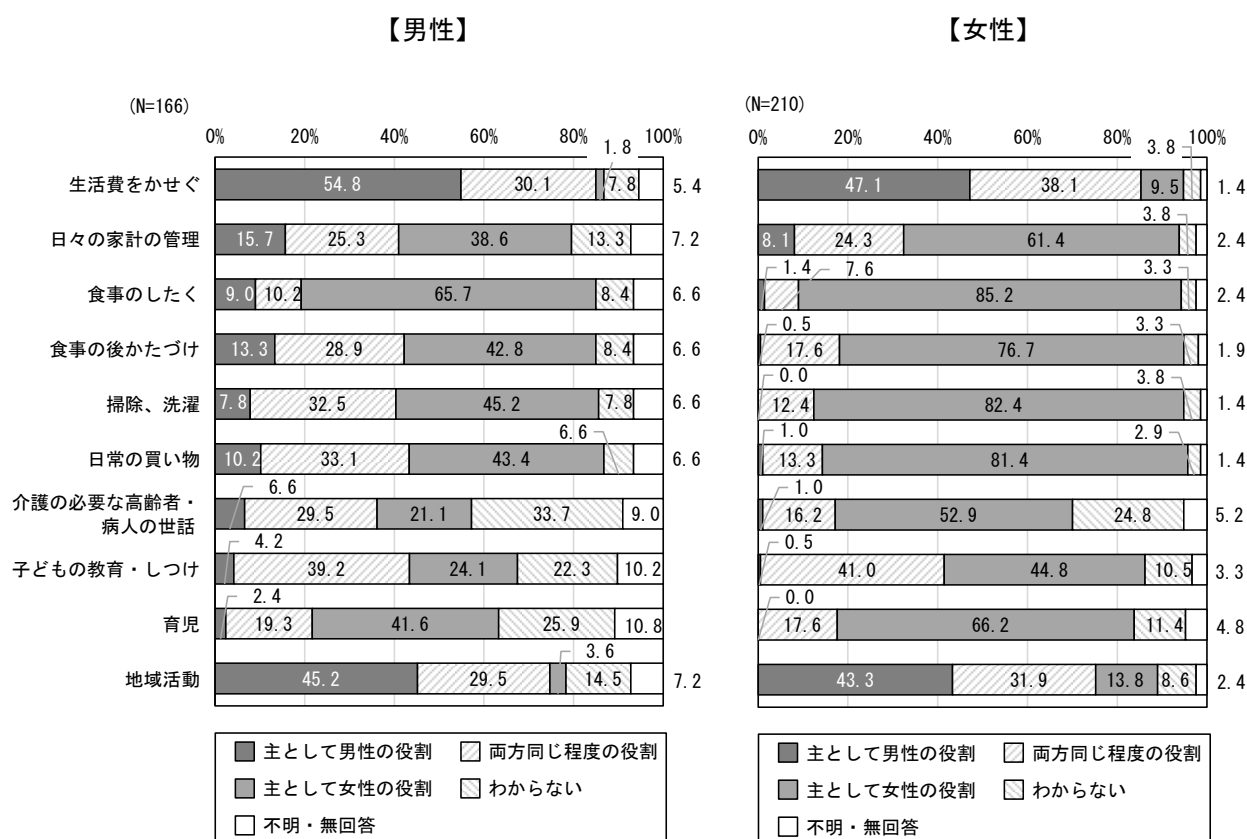


### (3) 家庭の仕事の役割分担（現状）について

「生活費をかせぐ」と「地域活動」については、男性に負担が偏っている様子がうかがえます。「子どもの教育・しつけ」については比較的、男女の均衡がとれた結果となっています。他の項目については、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

中でも女性では、「食事のしたく」「掃除、洗濯」「日常の買い物」において、「主として女性の役割」が8割を上回っています。

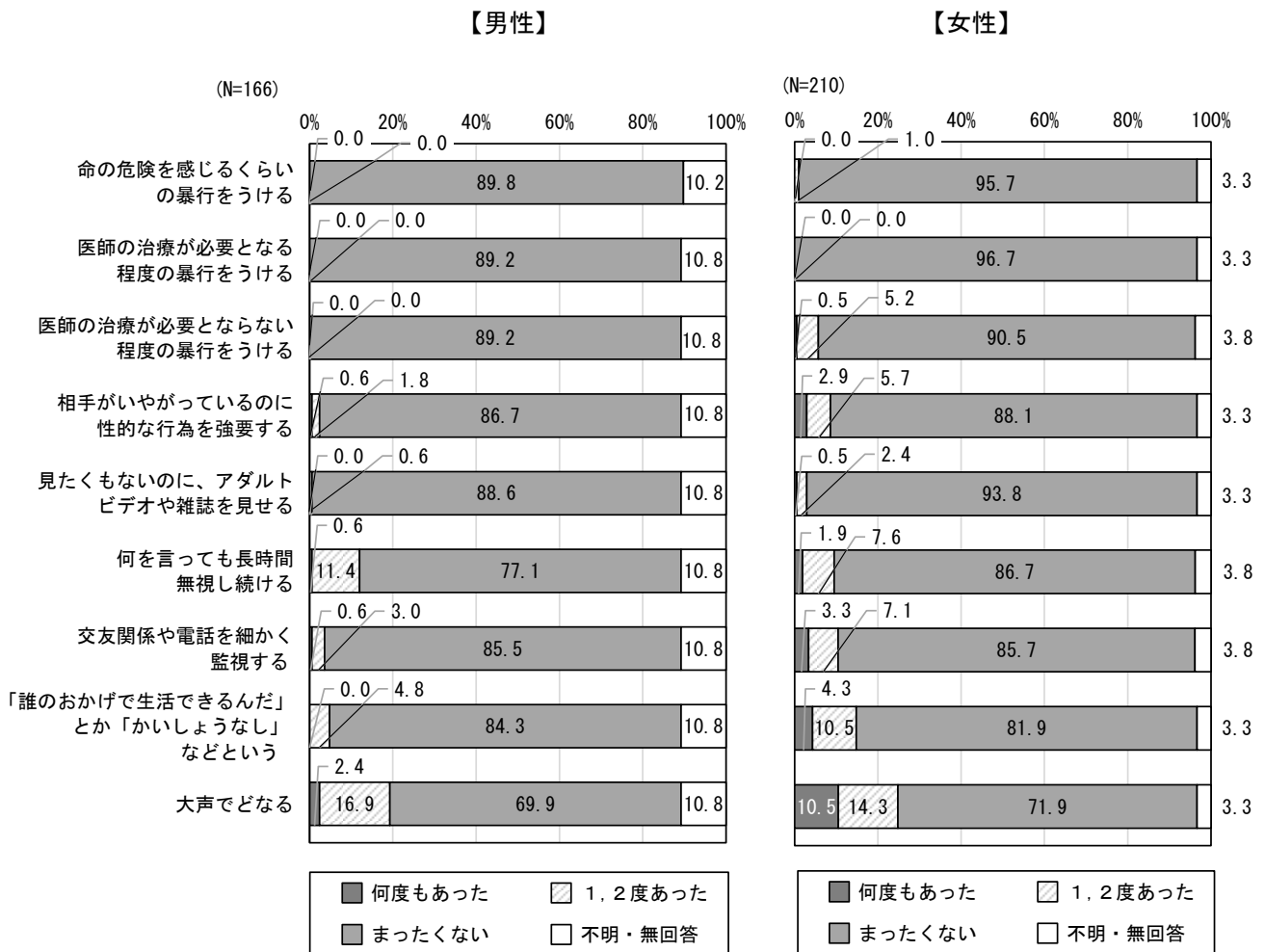
また、考え方ではなく現状をたずねているにもかかわらず、男女間で回答に格差がみられることから、男女間の認識に差があることがうかがえます。



#### (4) DVについて

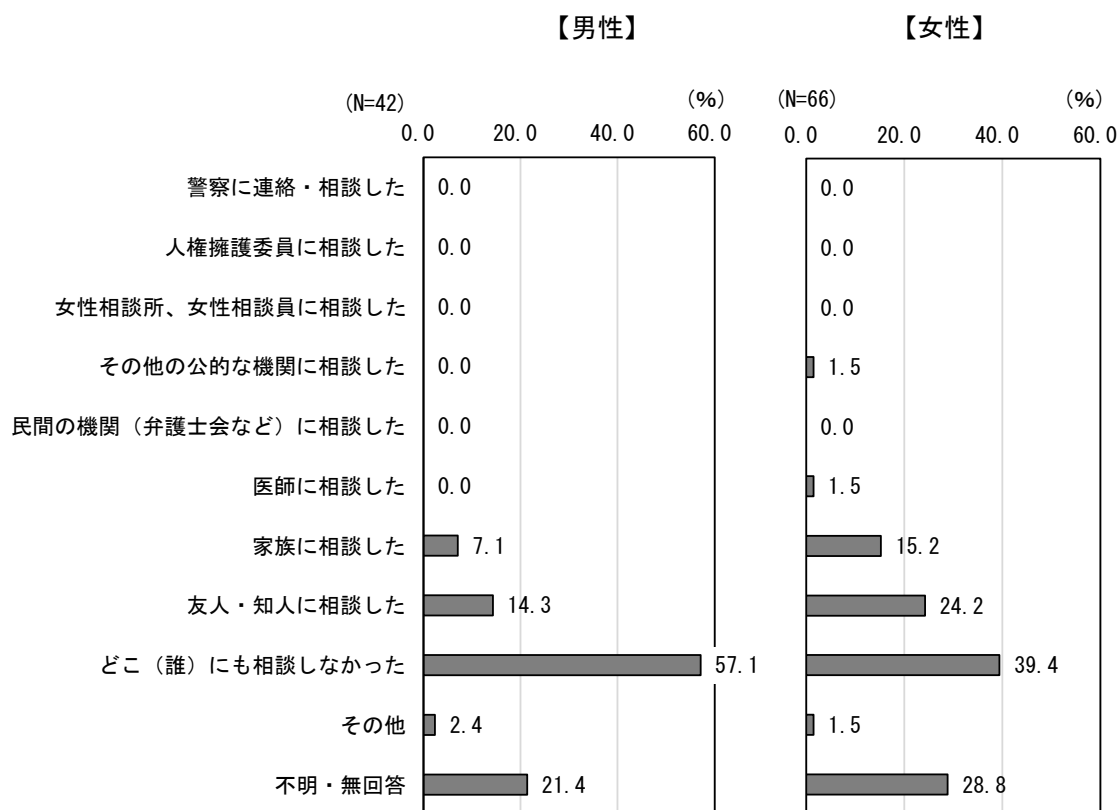
男性では、「相手がいやがっているのに性的な行為を強要する」や「見たくもないのに、アダルトビデオや雑誌を見せる」「何を言っても長時間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視する」「『誰のおかげで生活できるんだ』とか『かいしょうなし』などという」「大声でどなる」の各項目で、被害経験が「ある」という回答がみられます。

女性では、「医師の治療が必要となる程度の暴行をうける」を除くすべての項目で、被害経験が「ある」という回答がみられます。中には「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」が「1、2度あった」との回答が1.0%あり、深刻さがうかがえます。



### (5) DV被害経験時、誰かに打ち明けたり、相談したりしたか

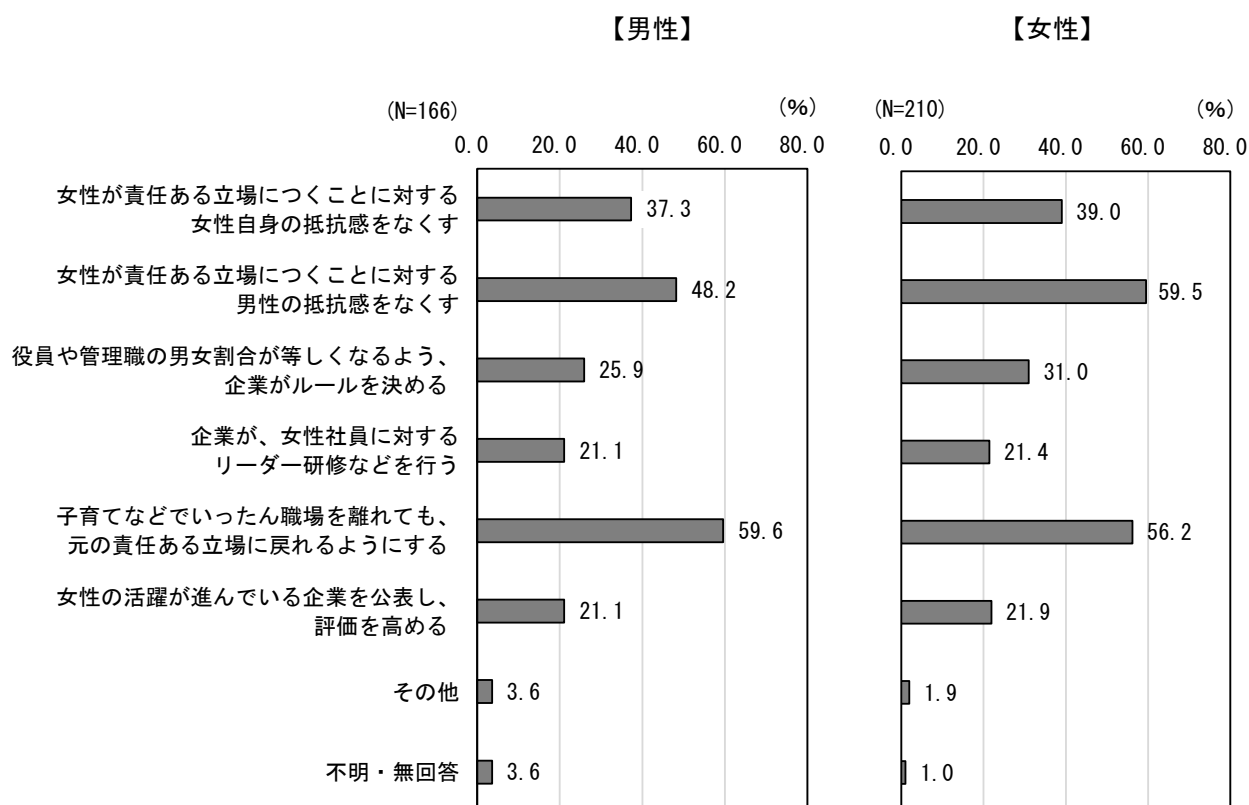
男女とも、「どこ（誰）にも相談しなかった」が最も多くなっています。特に男性では57.1%と6割近くとなっています。



## (6) 職場の役員や管理職などに女性参画がより進むために重要なこと

男女とも、「女性が責任ある立場につくことに対する女性自身の抵抗感をなくす」や「女性が責任ある立場につくことに対する男性の抵抗感をなくす」「子育てなどでいったん職場を離れても、元の責任ある立場に戻れるようにする」が回答の上位3位となっています。

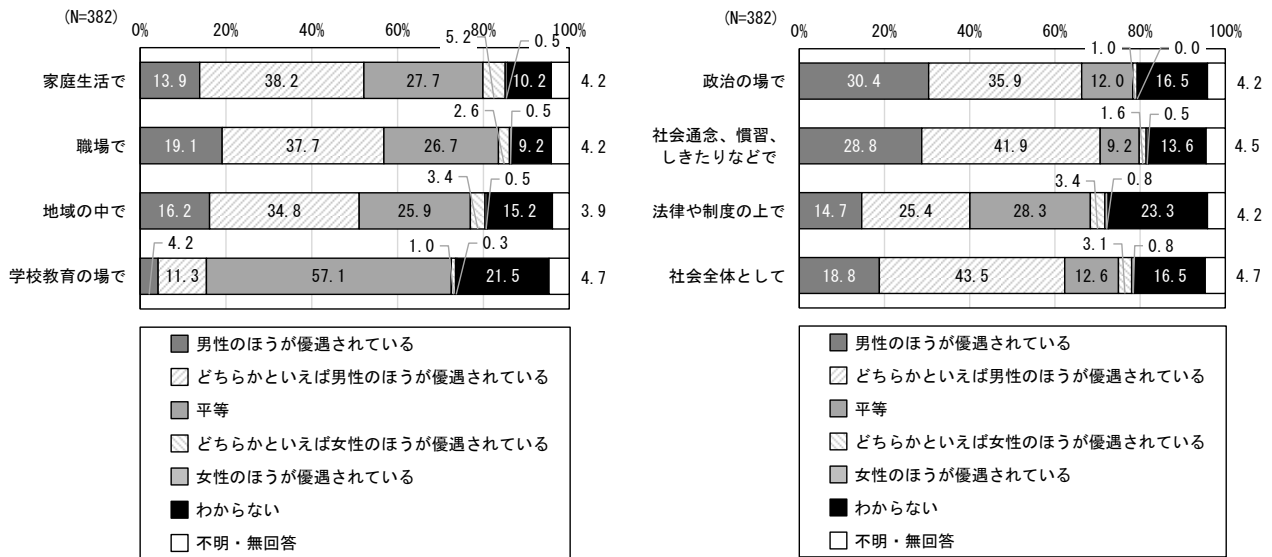
特に、女性では「女性が責任ある立場につくことに対する男性の抵抗感をなくす」が59.5%と男性よりも11.3ポイント多くなっています。



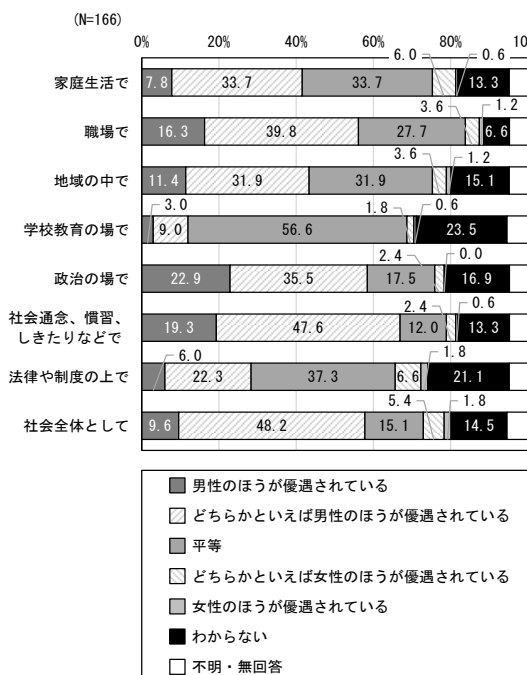
## (7) さまざまな分野での男女の平等感

男女とも「学校教育の場で」において、「平等」との回答が最も多く、男性で56.6%、女性で58.1%といずれも6割近くとなっています。その他の分野においては、男女とも女性より男性のほうが優遇されていると感じている人が多くなっています。

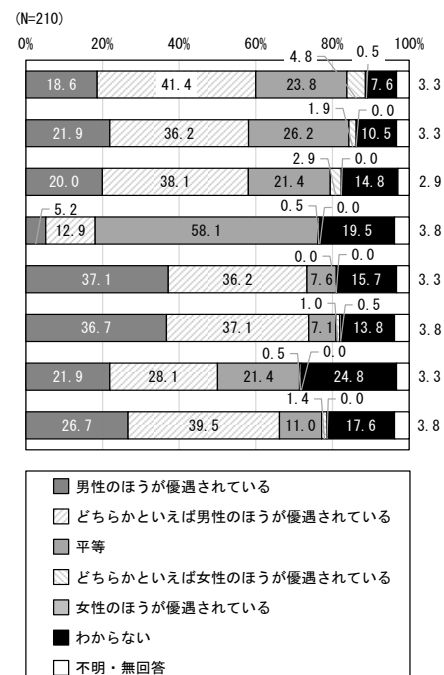
### 【全体】



### 【男性】



### 【女性】



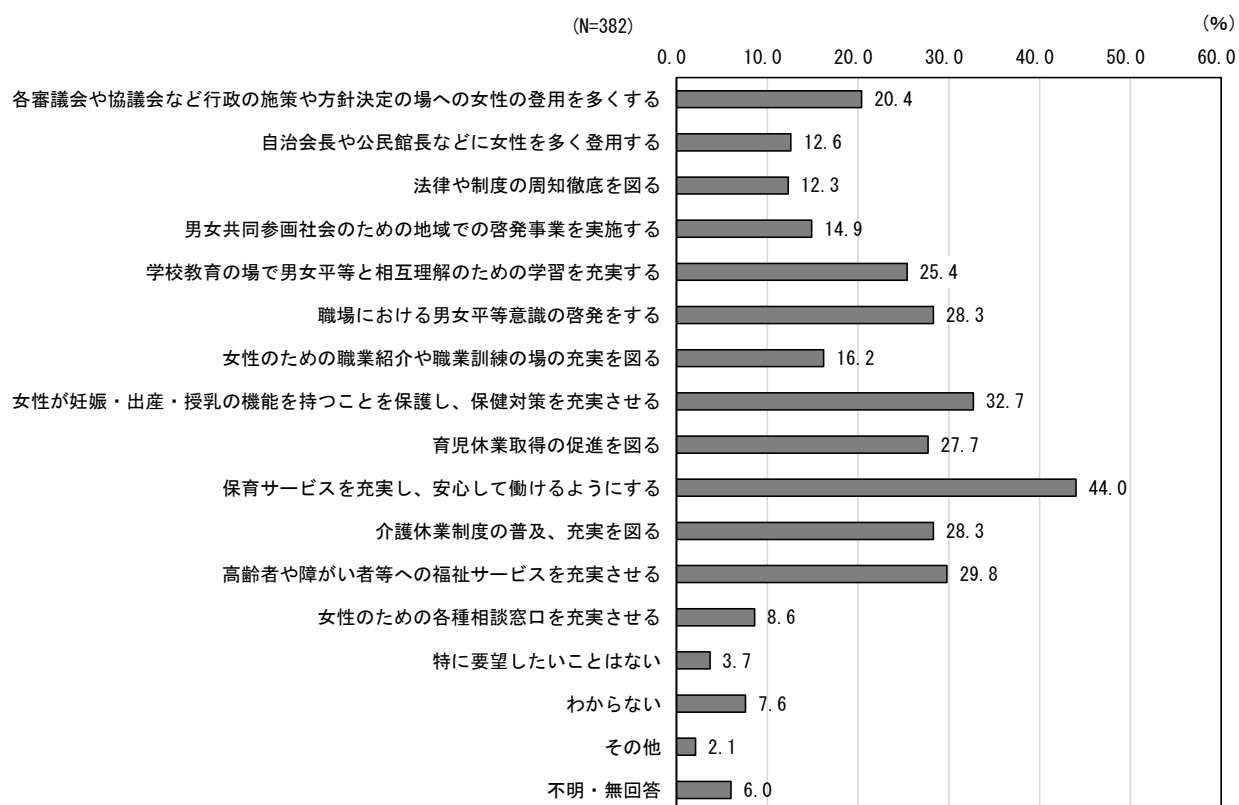
前回調査との比較では、「平等」と回答した人の割合が、男女ともほとんどの項目で増加しています。ただし、「政治の場で」では女性で2.0ポイント、「社会通念、慣習、しきたりなどで」では男性で2.7ポイント、女性で1.5ポイント、「法律や制度の上で」では男性で6.8ポイント、「社会全体として」では男性で4.8ポイント、それぞれ減少しています。

【前回調査との比較／「平等」と回答した人の割合】

		前回 (%)	今回 (%)	差(今回-前回) (ポイント)
家庭生活で	<b>全体</b>	<b>23.6</b>	<b>27.7</b>	<b>4.1</b>
	男性	28.3	33.7	5.4
	女性	20.9	23.8	2.9
職場で	<b>全体</b>	<b>18.4</b>	<b>26.7</b>	<b>8.3</b>
	男性	21.8	27.7	5.9
	女性	17.0	26.2	9.2
地域の中で	<b>全体</b>	<b>25.1</b>	<b>25.9</b>	<b>0.8</b>
	男性	31.1	31.9	0.8
	女性	21.4	21.4	0.0
学校教育の場で	<b>全体</b>	<b>51.6</b>	<b>57.1</b>	<b>5.5</b>
	男性	55.0	56.6	1.6
	女性	51.0	58.1	7.1
政治の場で	<b>全体</b>	<b>11.6</b>	<b>12.0</b>	<b>0.4</b>
	男性	15.3	17.5	2.2
	女性	9.6	7.6	-2.0
社会通念、慣習、 しきたりなどで	<b>全体</b>	<b>11.1</b>	<b>9.2</b>	<b>-1.9</b>
	男性	14.7	12.0	-2.7
	女性	8.6	7.1	-1.5
法律や制度の上で	<b>全体</b>	<b>31.2</b>	<b>28.3</b>	<b>-2.9</b>
	男性	44.1	37.3	-6.8
	女性	21.4	21.4	0.0
社会全体として	<b>全体</b>	<b>14.6</b>	<b>12.6</b>	<b>-2.0</b>
	男性	19.9	15.1	-4.8
	女性	10.3	11.0	0.7

## (8) 男女共同参画社会をめざすために、市として必要な施策

「保育サービスを充実し、安心して働けるようにする」が44.0%と最も多く、次いで「女性が妊娠・出産・授乳の機能を持つことを保護し、保健対策を充実させる」が32.7%、「高齢者や障がい者等への福祉サービスを充実させる」が29.8%となっています。



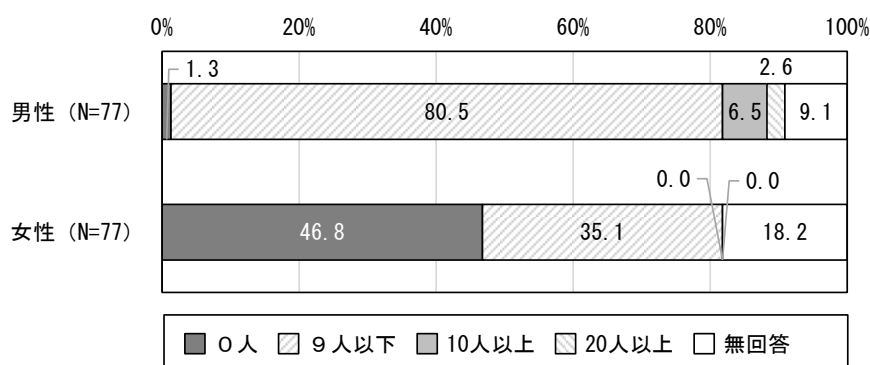


## 4 事業所アンケートにみる小浜市の現状

本プランの策定にあたり実施した「男女共同参画に関する事業所アンケート調査」（令和2年8月実施。対象：男女共同参画事業所推進員がいる市内の114事業所）の結果から、特徴的なものを抜粋します。

### （1）管理職の人数について

女性の管理職が「0人」と回答した事業所が46.8%と、半数近くとなっています。これに対し、男性の管理職が「0人」と回答した事業所は1.3%にとどまっており、管理職の多くを男性が占めている様子がうかがえます。



### （2）育児休業の取得状況について

就業規則に育児休業の規定があると回答した71社において、令和元年度に育児休業を取得した人の割合は、男性で対象者の13.9%、女性で100.0%と、男性の育児休業取得が進んでいない状況がうかがえます。

また、就業規則に介護休業の規定があると回答した65社において、令和元年度に介護休業を取得した人は、男性で5人、女性で0人となっています。

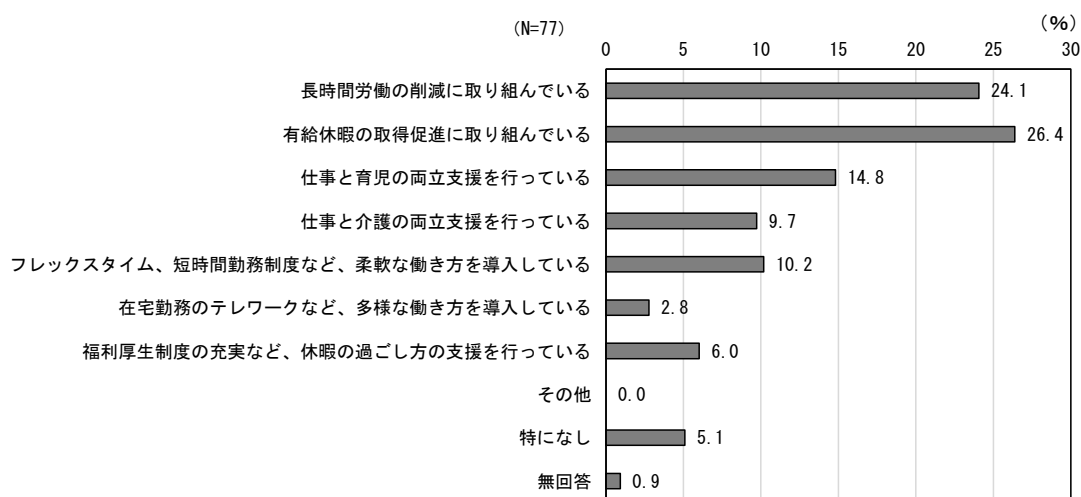
(N=71)

配偶者が出産した男性（人）	36
うち、育児休業取得者（人）	5
育児休業取得率（%）	13.9
本人が出産した女性（人）	32
うち、育児休業取得者（人）	32
育児休業取得率（%）	100.0

### (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進の取組みについて

「有給休暇の取得促進に取り組んでいる」が26.4%と最も多く、次いで「長時間労働の削減に取り組んでいる」が24.1%、「仕事と育児の両立支援を行っている」が14.8%となっています。

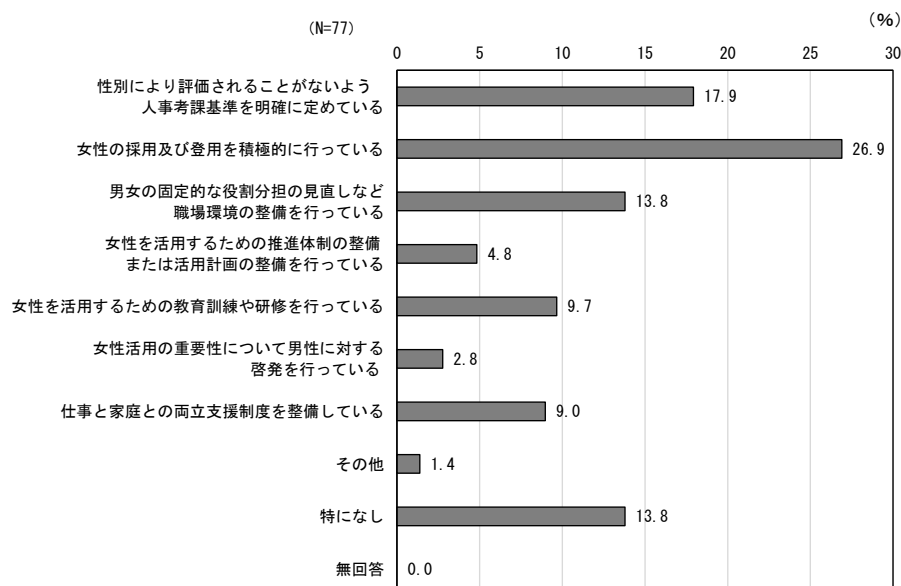
いずれの項目も3割未満にとどまっており、職場におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組みが十分に浸透していない様子がうかがえます。



### (4) 男女共同参画推進の取組みについて

「女性の採用及び登用を積極的に行っている」が26.9%と最も多く、次いで「性別により評価されることがないよう人事考課基準を明確に定めている」が17.9%、「男女の固定的な役割分担の見直しなど職場環境の整備を行っている」と「特になし」がともに13.8%となっています。

いずれの項目も3割未満にとどまっており、職場における男女共同参画推進の取組みが十分に浸透していない様子がうかがえます。



## 5 前プランの進捗状況

施策を計画的に推進・評価・検証するため、「第2次おばま男女共同参画プラン」においては基本方針ごとに数値目標を定め、進捗管理を行ってきました。その状況は以下の通りです。

基本方針	項目		結果 (平成27年)	目標値 (令和2年)	結果 (令和2年)	
Ⅰ	1	「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識に否定的な人の割合	52.9%	60%	<b>62.0%</b>	
	2	地域社会で男女平等になっていると思う人の割合	25.1%	50%	25.9%	
	3	家庭生活で男女平等になっていると思う人の割合	23.6%	50%	27.7%	
Ⅱ	4	市の審議会・委員会などでの女性の参画率	28.8%	40%	27.9%	
	5	市役所の管理職における女性の割合	15.7%	20%	<b>21.1%</b>	
	6	「家庭内の仕事への参加の程度」において、全ての項目で男性の「いつもする」という回答率	食事のしたく	9.0%	30%	13.3%
			食事の後片付け	16.3%		28.3%
			洗濯	13.6%		24.3%
			掃除	13.1%		19.1% (育児)
			育児・しつけ	9.8%		<b>41.6%</b> (子どもの教育・しつけ)
			看護・介護	5.2%		25.1%
7	「家庭と仕事の両立の日」という用語を知っている事業所の割合	21.0%	50%	15.6%		
Ⅲ	8	セクハラ防止対策をしている事業所の割合	46.0%	60%	<b>62.3%</b>	
	9	職場で男女平等になっていると思う人の割合	18.4%	50%	26.7%	
Ⅳ	10	がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）受診率	38% (H26)	50%	38.2% (R1)	
	11	特定健康診査受診率（40歳以上の国保被保険者のうち、特定健康診査を受診した人の割合）	34.7% (H26)	60%	37.7% (R1)	
	12	食育に関心を持ち重要性を認識している市民の割合	76.1%	100%	74.9%	
Ⅴ	13	夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	平手で打つ	67.6%	100%	—
			なぐるふりをしておどす	56.6%	100%	—
	14	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	29.8%	50%	—	

※太字は、目標を達成しているもの。

※薄い青色で塗った枠は、平成27年時点より進展がみられるもの。

※基本方針Ⅱ-6の項目の令和2年の数値は、市民アンケートにおける家庭の仕事の役割についての質問で、「主として男性の役割」と回答した人の割合と、「両方同じ程度の役割」と回答した人の割合の合計。

※「—」は、調査内容の見直しにより数値の把握ができないもの。

- 全 21 項目のうち、令和 2 年の目標値を達成しているものは、4 項目（19.0%）となっています。
- 目標値の達成・未達成にかかわらず平成 27 年時点よりも進展がみられるものは、14 項目（66.7%）となっています。
- 「地域社会で男女平等になっていると思う人の割合」や「家庭生活上で男女平等になっていると思う人の割合」「職場で男女平等になっていると思う人の割合」など 10 項目については、平成 27 年度時点の結果との比較では進展がみられるものの、令和 2 年の目標値には達しておらず、さらなる努力が必要となっています。

## 6 現状と課題のまとめ

---

本市の社会状況や市民アンケートの結果などから、本プラン策定にあたっての課題を、「第2次おばま男女共同参画プラン」の基本方針に沿ってまとめます。

### (I) 共に尊重しあう

- 市民アンケートの結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が、男性で21.1%、女性で13.4%と、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っている様子がうかがえます。幼いころからの、また生涯を通じた教育や学習、啓発等により、このような意識を解消することが重要となっています。
- 特に、男性に性別による固定的な役割分担意識が強いことから、男性の意識改革が重要となっています。男性にとって男女共同参画が他人ごとではないことを理解してもらうため、男女共同参画の推進が男性の長時間労働の解消などにもつながるものであることを、啓発することが重要となっています。
- 性的少数者をはじめ、多様な個性や価値観を認め、互いに尊重し合う気運の醸成が重要となっています。
- インターネットの普及により、誰もが容易に情報を受発信できる社会の中で、メディアリテラシー（情報を正しく判断して活用する能力）の向上に向けた教育・啓発が重要となっています。

### (II) 共に活躍する

- 本市の管理職に女性が占める割合は21.1%と目標値を上回っているものの、本市の審議会等における総委員に女性が占める割合は27.9%となっており、積極的な女性登用などにより、一層の女性活躍推進が重要となっています。
- 市民アンケートの結果をみると、家事や子育て、介護など多くの場面で、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。教育や啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進などにより、家事等における男性の参画促進が重要となっています。
- 本市では1世帯あたりの人員が年々減少を続けており、家庭だけで子育てや介護等を担うことが困難になっています。地域社会全体で子育てや介護等を支援するしくみの一層の充実が重要となっています。
- 本市ではひとり親世帯、中でも母子世帯の数が年々増加を続けています。一般に母子世帯は生活困窮に陥るリスクが高いとされていることから、母子世帯に対する支援策の充実が重要となっています。

### (Ⅲ) 共に働く

- 市民アンケートの結果をみると、家庭の役割分担について「生活費をかせぐ」が「主として男性の役割」と回答した人が男女とも半数前後となっています。その一方で家事や子育て、介護など多くの場面で女性に負担が偏っている様子がうかがえることから、職場や家庭での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進、女性が働きやすい環境の整備などが重要となっています。
- 市民アンケートの結果をみると、職場ではまだ男性が優遇されていると感じている人が多数を占めており、職場における男女共同参画の促進が重要となっています。また、職場でのセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは重大な人権侵害であり、その解消に向けた啓発などの取組みが重要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、テレワークなど、多様な働き方が広がりつつあります。ワーク・ライフ・バランス推進のためにも、こうした取組みがさらに推進されるよう、事業所に対する啓発などが重要となっています。

### (Ⅳ) 共に心豊かに過ごす

- 市民アンケートの結果をみると、男女共同参画社会をめざすために、市として必要な施策として、「女性が妊娠・出産・授乳の機能を持つことを保護し、保健対策を充実させる」と回答した人が32.7%で、第2位となっています。人口減少が続いている現状からも、妊娠・出産をはじめとした女性の健康維持・増進に向けた取組みが重要となっています。
- 市民アンケートの結果をみると、高齢者など介護を必要とする人の世話をしている人が女性に偏っている様子がうかがえます。少子高齢化などで介護する人の減少も予測されることから、高齢者や障がいのある人をはじめ、支援を必要とする人を地域社会全体で支える体制づくりが、男女共同参画の視点からも重要となっています。

## (V) 共に守る

- 市民アンケートの結果をみると、DV被害に遭った人の多くが、誰にも相談していないのが現状です。被害者に対する相談支援体制の充実とともに、相談窓口の周知や、被害に遭ったときはすぐに相談することの啓発など、被害者を孤立させないための取組みが重要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう在宅勤務のストレスを起因とするDVの増加が、全国的に懸念されています。本市においてもDV解消に向けた啓発の一層の推進など、DV防止策の強化が重要となっています。
- 東日本大震災などを契機とし、災害時における性の多様性に応じた対策の重要性が指摘されています。本市においても、防災計画の検討・立案の場への女性の参画促進や、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備が重要となっています。

## (VI) 共に進める

- 「第2次おばま男女共同参画プラン」における数値目標の多くが、まだ達成されていないのが現状です。今後とも継続的にプランの進捗を評価・検証し、必要に応じて施策の見直しや取組強化を行っていくことが重要となっています。
- 日本の男女共同参画の進展は、国際的に見ても低い状況にあるといわれています。男女共同参画先進国の情報等を収集・分析してプラン推進に活かすとともに、その情報を広く公開して市民や事業所・関連団体等と共有することが重要となっています。

# 第 3 章 プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

男女共同参画社会の実現に向け、市民・事業者・団体・市が連携・協働し、性別にかかわらず誰もが対等な立場で個性や能力を発揮しながら、一人の人間として尊重され、あらゆる分野に参画する機会が確保されるまちづくりをめざして、「小浜市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて本プランを推進します。

### 「小浜市男女共同参画推進条例」基本理念（第3条）

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 社会における制度または慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会のあらゆる分野における活動に参画することができるようにすること。
- (5) 国際的協調の下に男女共同参画社会を形成すること。
- (6) 男女が、生涯を通じて健康に関心を持ち、健康を保持するために必要な食の大切さを共に考えることができるようにすること。
- (7) 男女が、それぞれの特徴および特性について互いに理解を深めることができるようにすること。
- (8) 配偶者間において人権侵害がないようにすること。
- (9) 子の養育に適した経済的、社会的および文化的環境の整備が図られること。



## 2 プランのめざす方向

本プランは、「小浜市男女共同参画推進条例」の基本理念に則り、男女共同参画社会の実現を目標とするものです。この目標を達成するため、以下の基本方針に基づいて具体的な施策を推進します。



### 3 プランの体系

本プランでは「第2次おばま男女共同参画プラン」の施策を継承しつつ、既存施策の見直しや新規施策の追加などを行い、以下の施策体系で具体的な取組みを推進します。

基本方針・説明		基本施策	施策の方向
1 みんなが尊重しあう	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり・人権の尊重	(1) 家庭・地域での慣習の見直し・意識の改革	①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ②意識改革のための広報・啓発活動の展開 ③人権に関する相談窓口の充実 ④男女共同参画にかかわる情報の収集・提供 ⑤男性の男女共同参画の意識啓発
		(2) 多様性についての理解促進	①多様性を理解する教育・学習の推進 ②多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
		(3) 情報における人権の尊重	①メディアリテラシーの重要性の啓発と有害図書などの規制 ②市の情報発信における男女共同参画の視点に立った適切な表現の促進
2 みんなが活躍する	あらゆる場面や分野で誰もが活躍できる社会づくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	①市の政策・方針決定過程への女性の参画推進 ②企業、教育機関、その他各種機関・団体などにおける女性参画の促進 ③調査の実施および情報の提供
		(2) 働く場における男女共同参画の推進	①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ②妊娠・出産期における母子保健対策の推進 ③女性の就業への援助などの拡充 ④多様な働き方ができる就業環境の整備 ⑤働く場における女性の活躍推進 ⑥農林水産業・自営業における女性の活躍推進
		(3) ワーク・ライフ・バランスの推進と地域・家庭における男女共同参画の推進	①家庭における家事・育児・介護などの男女共同参画の促進（男性参画促進） ②地域における女性の活躍推進 ③地域社会で支える子育ての環境整備 ④職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ⑤ひとり親世帯に対する支援の充実

基本方針・説明		基本施策	施策の方向
3 みんなが心豊かに過ごす	誰もがいきいきと健康で心豊かに過ごせる社会	(1) ともに思いやる健康づくり	①「食のまちづくり条例」に基づく食のまちづくりの推進 ②生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 ③健康をおびやかす問題についての対策の推進 ④妊娠・出産期における母子保健対策の推進
		(2) 高齢者や障がい者、外国人などの暮らしを地域で支えるしくみづくり	①高齢者や障がい者の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者の自立した生活の支援 ③国際的交流と国際理解の推進 ④多様な性のあり方を尊重する意識づくり
4 みんなを守る	安全・安心に暮らせるまちづくり	(1) DV等の防止に向けた支援体制の充実	①人権意識の高揚に向けた広報・啓発活動の充実 ②関係機関などとの連携による早期発見・支援への取組推進 ③暴力を根絶するための基盤づくりおよび対策の推進 ④相談や支援に関する情報提供の充実 ⑤関係機関との連携による相談体制の強化 ⑥被害者の安全確保と自立のための安全と住宅確保の支援 ⑦被害者の生活支援、経済的自立の支援
		(2) 男女共同参画の視点による防災体制の整備	①自主防災組織などにおける男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点による防災体制の整備
5 みんなを進める	みんなで推進する男女共同参画	(1) 推進体制の整備・充実	①地域および事業所における組織・機能強化 ②本部の機構の組織・機能強化 ③広報などによる男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成 ④SDGsの理念を踏まえた男女共同参画の推進
		(2) 進捗状況の検証	①情報の提供、調査研究 ②各種団体、市民の理解を深めるための取組みの強化 ③男女共同参画社会形成の促進に関する施策の実施状況の検証

# 第 4 章 具体的施策

## 基本方針 1 みんなが尊重しあう

男女共同参画社会の実現のためには、誰もが互いの人権を尊重し合い、多様な個性や価値観を等しく認め合う気運の醸成が重要となります。

また、性別等にかかわる無意識の偏見や性別による固定的な役割分担意識を解消し、身のまわりの慣習等を男女共同参画の視点で見直すことも必要です。

このため、男女共同参画に関する正しい情報や、教育・学習機会の提供などを通じて、男女共同参画の理念や意義、意識等が市民に広く普及・周知されるよう、さまざまな取組みを推進します。

### 基本施策（1）家庭・地域での慣習の見直し・意識の改革

職場・家庭・地域などにおける性別による固定的な役割分担について見直しを進めるとともに、男女共同参画の意識醸成に向けた啓発・相談・情報提供などを行います。

#### ①男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	職場・家庭・地域などにおける性別による固定的な役割分担について、引き続き慣行の見直しを進めます。	○ 研修会・講演会などによる意識啓発	市民協働課
		○ 地域を対象にした研修会での意識啓発	
		○ 講座、地域住民の集まりの場での啓発	生涯学習スポーツ課（公民館）

#### ②意識改革のための広報・啓発活動の展開

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	人権を尊重する意識の醸成のための広報・啓発活動の推進に努めます。	○ 「広報おばま」や市公式ホームページによる啓発	市民協働課

#### ③人権に関する相談窓口の充実

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	人権に関する相談について、相談内容に応じた助言、関係機関への紹介・通報など救済体制の整備に努めます。	○ 人権相談窓口の充実 ○ 家庭教育相談の充実 ○ 相談体制・救済体制の整備	生涯学習スポーツ課

#### ④男女共同参画にかかわる情報の収集・提供

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報を収集し、男女共同参画についての理解を深めるため情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会等における女性参画率などの調査・公表</li> <li>○ 統計情報の収集・提供</li> </ul>	市民協働課

#### ⑤男性の男女共同参画の意識啓発

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画は女性のためだけのものではなく、男性にとっても重要であるという、意識づくり、理解促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域を対象にした研修会での意識啓発</li> </ul>	市民協働課

### 基本施策（2）多様性についての理解促進

学校教育や生涯学習などを通じて、男女共同参画の意識や互いを尊重し合う気運の醸成を図り、多様性が尊重される地域社会づくりをめざします。

#### ①多様性を理解する教育・学習の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	道徳教育や人権教育などを通して、子どもたちの「互いに認め合おうとする態度」や「自他の人権を守ろうとする態度」を育んでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全小中学校における道徳教育の充実</li> <li>○ 全小中学校における人権教育の充実</li> </ul>	教育総務課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども会・青少年健全育成事業での意識啓発</li> </ul>	生涯学習スポーツ課（公民館）
2	家庭や地域における教育において、相手の立場を理解し思いやり、助け合うような人間形成を図るため、学習機会の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護者に対する学習会、家庭教育相談の実施</li> <li>○ 公民館だよりなどによる周知・啓発</li> <li>○ 学級・講座などにおける意識啓発</li> <li>○ 各種行事において性別による固定的な役割分担意識にとらわれない役割分担の実施</li> </ul>	生涯学習スポーツ課（公民館）

番号	具体的施策	取組内容	担当課
3	教職員や青少年教育活動の指導者など生涯学習に携わる関係者の男女共同参画に関する理解の促進を図るため、研修等を通して意識啓発に努めます。	○ 教職員対象の講演会・研修会の開催	生涯学習スポーツ課
		○ 子ども会・青少年健全育成事業を通じた、指導者に対する意識啓発	生涯学習スポーツ課 (公民館)

## ②多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	学校施設などを学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちへ開放し、地域コミュニティの拠点としての活用を促進します。	○ 小学校体育館施設の開放	教育総務課
2	女性の能力開発が促進されるよう、情報提供に努めます。	○ 女性の学習環境充実のための情報提供と講座の実施	商工観光課 (働く婦人の家)
3	女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。	○ 女性の学習環境充実のための情報提供と講座の実施	商工観光課 (働く婦人の家)
		○ 公民館における学級・講座の実施	生涯学習スポーツ課 (公民館) 市民協働課
4	男女共同参画を推進する団体・グループなどの支援、リーダー養成に努め、社会参画の促進を図ります。	○ 男女共同参画を推進する団体・グループの支援	市民協働課
5	性別による固定的な考え方にとらわれず、生徒一人ひとりが主体的に進路を選択する能力を身に付け、働くことの意義や職業観を学ぶためのキャリア教育の充実に努めます。	○ 中学校での職場体験の実施 ○ 講演会の実施 ○ 進路学習・キャリア教育の指導	教育総務課
6	地元の各事業所などへの就職機会の確保などについて、協力要請を行います。	○ 企業への協力要請	商工観光課

## 基本施策（３）情報における人権の尊重

インターネット等の情報通信手段やパソコン・スマートフォンなどの情報通信機器の発達・普及により、誰もが容易に情報に触れやすい環境となっています。

このため、メディアリテラシー（情報を正しく判断して活用する能力）の向上に向けた教育を推進します。

また、市の情報発信において男女共同参画の視点から適切な内容・表現となるよう、点検を行います。

### ①メディアリテラシーの重要性の啓発と有害図書などの規制

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	青少年の健全育成のために、性や暴力を扱った有害図書類に対して書店等に成人向けコーナーの設置を要請するとともに青少年に販売しないよう依頼します。	○ 書店への調査実施・協力依頼	生涯学習スポーツ課 (青少年愛護センター)
2	インターネット上の有害情報については、フィルタリングソフトによって有害なホームページの閲覧を拒否できることを保護者に知らせます。	○ 保護者に対して有害情報拒否のための情報提供	生涯学習スポーツ課 (青少年愛護センター)
3	児童ポルノの現状を把握し、児童がその被害を受けないような環境づくり（被害の有無や今取られている対応を調査し、可能なことから取り込む）に努めます。	○ 子ども会や青少年健全育成事業での啓発	生涯学習スポーツ課 (青少年愛護センター)
4	学校教育において、インターネットをはじめ、さまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成するよう働きかけます。	○ 授業内でのメディアリテラシーの学習機会の提供	教育総務課

### ②市の情報発信における男女共同参画の視点に立った適切な表現の促進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	メディアにおいて人権を尊重した情報発信が行われるよう、資料の提供などに努めます。	○ 人権を尊重した情報発信を行うための資料提供	市民協働課
2	市が作成する広報や各種発行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った適切な表現を行うよう努めます。	○ 市からの情報発信時の確認徹底	市民協働課

## 基本方針 2 みんなが活躍する

社会の重要な事項を決定する場での男女共同参画には一定の進展がみられるものの、まだ女性の参画が十分ではない状況にあります。

このため、性別等にかかわらず誰もが自分の意向や個性・能力等に応じ、社会で活躍できる場が保障されるよう、市の審議会や委員会等をはじめ、地域の事業所や団体等における男女共同参画の進展を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進により、誰もが家庭や地域・職場などで活躍できる環境づくりをめざします。

### 基本施策（1）政策・方針決定過程への女性の参画推進

市の審議会・委員会等において女性委員の登用を進めるとともに、地域の事業所や団体等においても女性の登用が促進されるよう、啓発や情報提供を行います。

#### ①市の政策・方針決定過程への女性の参画推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	市の審議会・委員会における委員の選出において、女性委員の積極的な登用を働きかけます。	○ 女性の積極的登用	全課
		○ 女性の参画率調査の実施・検証	市民協働課

#### ②企業、教育機関、その他各種機関・団体などにおける女性参画の促進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	地域・事業所・団体等における、女性の登用促進のための啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画地区推進員、事業所推進員の設置</li> <li>○ 男女共同参画推進協議会における、団体間の情報交換</li> <li>○ 地域・企業・団体などへの協力要請</li> </ul>	市民協働課

#### ③調査の実施および情報の提供

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	さまざまな分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき定期的な調査を実施し、情報を提供します。	○ 女性の参画状況の調査・公表	市民協働課
2	リーダー育成のための講座など、女性活躍推進に関する情報を提供します。	○ パンフレット・チラシの配布	生涯学習スポーツ課（公民館）
		○ リーダー養成講座についての情報提供	市民協働課



## 基本施策（２）働く場における男女共同参画の推進

職場での男女共同参画の促進に向けて事業所等への啓発を行うとともに、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなどの防止を図るなどの取組みにより、誰もが安心して活躍できる職場環境づくりを推進します。

### ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	性別等による格差改善のため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知に努めます。	○ パンフレット・チラシの配布	商工観光課
2	パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントの防止のための周知・啓発に努めます。	○ パンフレット・チラシの配布	商工観光課
3	従業員への意識改革に努め、企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の気運の醸成を図ります。	○ パンフレット・チラシの配布	商工観光課
		○ 事業所推進員への研修会などの情報提供	市民協働課
4	働く女性が妊娠・出産を理由に不利益な扱いを受ける「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」の防止のための周知・啓発に努めます。	○ パンフレット・チラシの配布	商工観光課
		○ 市職員への啓発	総務課
5	男性が育児休暇の取得などを、職場の上司や同僚から妨げられる「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」の防止のための周知・啓発に努めます。	○ パンフレット・チラシの配布	商工観光課
		○ 市職員への啓発	総務課

### ②妊娠・出産期における母子保健対策の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	母性保護および母性健康管理について、情報提供、相談体制の充実を図ります。	○ 就業妊婦に対する休業制度利用への啓発	子ども未来課 （健康管理センター）
2	妊娠・出産を理由に不利益な取扱いを受けることがないように周知・啓発に努めます。	○ 周知・啓発	子ども未来課 （健康管理センター）

### ③女性の就業への援助などの拡充

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	女性労働者が職域拡大や能力の向上のために、必要な情報や手法を得られやすいようにするための情報提供に努めます。	○ パンフレット・チラシの配布	商工観光課
		○ 県の講座などの情報提供	市民協働課

#### ④多様な働き方ができる就業環境の整備

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	多様でかつ柔軟な労働が選択でき、その労働に応じた適正な処遇・労働条件が確保・明示されるよう、事業所に対し協力を依頼します。	○ 企業への協力要請	商工観光課
2	パートタイム労働者に対し、能力開発の情報を提供できるよう、情報収集に努めます。	○ 国の施策などの情報収集	商工観光課
3	派遣労働者の適正な就業が確保されるよう事業者呼びかけます。	○ 事業者への意識啓発	商工観光課
4	女性起業家に対して、情報提供や相談体制を整えます。	○ パンフレット・チラシの配布 ○ 女性起業家への創業時資金制度の創設	商工観光課
5	在宅勤務などの導入について、情報提供に努めます。	○ 事業者への情報提供	商工観光課

#### ⑤働く場における女性の活躍推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	地域・事業所・団体等における、女性の登用促進のための啓発を行います。	○ 男女共同参画地区推進員、事業所推進員の設置 ○ 男女共同参画推進協議会における、団体間の情報交換 ○ 地域・企業・団体などへの協力要請	市民協働課
2	市における女性職員の職域や登用などの拡大に努めます。	○ 女性職員の役職への積極的な登用	総務課

#### ⑥農林水産業・自営業における女性の活躍推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	農業委員会をはじめ、農林漁業・商工業関連団体等の役員など、政策・方針決定過程への女性の参画を呼びかけます。	○ 女性の積極的登用の呼びかけ	農林水産課 商工観光課

番号	具体的施策	取組内容	担当課
2	農山漁村や自営業で生活する一人ひとりが、住みやすく活動しやすい環境づくりのため、性別による固定的な役割分担意識の見直しや改革を進めます。	○ チラシの配布などによる意識啓発	農林水産課 商工観光課
3	自営業や農業に携わる人に対し、経営などについて研修機会の情報を提供し、人材の育成に努めます。	○ 研修機会の情報提供	農林水産課 商工観光課
4	農林水産業に取り組む女性が、地域において自由にさまざまな組織活動やグループ活動に取り組めるよう、関係団体と連携を深めながら活動の促進を図ります。	○ 女性グループの活動支援	農林水産課

### 基本施策（3） ワーク・ライフ・バランスの推進と地域・家庭における男女共同参画の推進

誰もが家庭や地域活動、仕事などに無理なくバランスよく参画できるようワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、働きながら安心して子育てができる環境の整備を推進します。

#### ①家庭における家事・育児・介護などの男女共同参画の促進（男性参画促進）

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	性別にかかわらず誰もが協力して家事や子育て、介護等、家庭生活と仕事の両立を推進するための啓発を行います。	○ 家庭教育講座などでの意識啓発	生涯学習スポーツ課 （公民館）
		○ 研修会の実施 ○ 啓発パネル展や街頭啓発	市民協働課 関係課
2	子どもが親の職業を理解し、家族のきずなを強め自らのキャリアデザイン力の育成のため、企業などへの協力を依頼し、学校教育を通して職場体験を行います。	○ 放課後活動なしの日（第3月曜日）の広報と実施 ○ 中学校の職場体験活動の実施	教育総務課

## ②地域における女性の活躍推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	地域活動における意思決定の場への女性の参画促進のための啓発を行うとともに、市民の誰もが参加しやすい地域活動となるよう啓発を行います。	○ 地域における研修会の実施 ○ ワーク・ライフ・バランスの啓発	市民協働課
		○ 誰もが参加できる地域活動のための意識啓発	生涯学習スポーツ課 (公民館)
2	ボランティア団体や市民活動団体に対し、誰もが参加しやすい活動となるよう男女共同参画推進の啓発を行います。	○ ボランティア団体や市民活動団体への意識啓発	市民協働課

## ③地域社会で支える子育ての環境整備

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	これから子育てをする人や子育て中の人を対象にした家庭教育に関する学習機会を提供します。	○ 保護者に対する学習会の実施 ○ 家庭教育相談の実施 ○ 情報誌の発行	生涯学習スポーツ課
2	多様なライフスタイルの中であっても、文化・芸術などにより心のリフレッシュが図れるような環境の整備・気運の醸成に努めます。	○ 文化・芸術事業の案内・広報	文化課
3	多様な保育サービス需要に適切に対応し、社会参加などの活動と子育ての両立の負担感を軽減する環境整備に努めます。	○ 保育施設等における延長保育や預かり保育の実施 ○ 一時預かり保育の実施	子ども未来課
4	子育てに対する不安や悩みを抱え込み、孤立することがないように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、相談支援体制の整備、学習機会の提供、情報提供など、子育てに関する支援体制の整備を図ります。	○ 小浜市子育て支援情報サイト「すくすくおばまっ子」による各種子育て支援情報の配信、ならびに子育て情報チラシの配布	子ども未来課
		○ 子育て相談、子育て教室の開催	子ども未来課 (健康管理センター)
5	近年増加している児童虐待に関し、防止につながる環境整備に努めます。	○ 要保護児童対策地域協議会の開催 ○ 家庭相談員の研修 ○ 児童虐待の通告窓口の周知	子ども未来課

番号	具体的施策	取組内容	担当課
6	乳幼児を連れていても使用しやすい公設トイレの設置や公的施設における託児室・授乳室の設置に配慮します。	○ 託児室・授乳室などの設置の配慮	関係課
7	子育て中の親によるネットワークをつくり、お互いが助け合う環境の整備に努めます。	○ 子育て支援センターでの諸事業の実施	子ども未来課
8	働きながら安心して子育てできる環境整備に努めます。	○ 児童クラブの充実	子ども未来課
		○ 子ども教室事業の開催	生涯学習スポーツ課

#### ④職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	性別にかかわらずすべての人が家事や子育て、介護等と仕事を両立できるよう、長時間勤務の是正に向けた啓発や、仕事と家庭との両立支援制度の普及促進等、労働環境の整備について啓発を行います。	○ 街頭啓発やチラシ配布 ○ 「広報おばま」などでの啓発	市民協働課
2	育児休業・介護休業制度の定着を企業へ働きかけ、勤労者などの相談に応じ福祉増進に努めます。	○ 企業への制度定着の働きかけ	商工観光課
3	勤労者の職業生活と家庭生活との両立を支援する事業展開に努めます。	○ 「おいでよ！咲楽館」の実施 ○ 仕事両立介護講座の開催	商工観光課 (働く婦人の家)
4	育児・介護を行う勤労者に対する相談・情報提供に努めます。	○ 子育て支援センター 子育て相談の実施	子ども未来課
		○ 「介護保険利用のてびき」配布	高齢・障がい者 元気支援課
		○ 地域包括支援センター 総合相談事業	高齢・障がい者 元気支援課 (地域包括支援センター)
5	市内企業において、子育て・介護が行いやすいよう、フレックスタイム制などの啓発に努めます。	○ パンフレット・チラシなどによる啓発	商工観光課

#### ⑤ひとり親世帯に対する支援の充実

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、支援の充実に努めます。	○ 母子・父子自立支援員の設置	子ども未来課

## 基本方針3 みんなが心豊かに過ごす

市民アンケート調査の結果などから、高齢者などの介護負担が女性に偏っている傾向がうかがえます。女性の負担軽減のためにも、また性別等にかかわらず誰もが健康な生涯を送れるよう、男女共同参画の視点を踏まえた食のまちづくりや健康増進策を推進します。

さらに、高齢者や障がい者、外国人などが安心して暮らせるよう、支援策の充実を図ります。

### 基本施策（1）ともに思いやる健康づくり

生涯を通じた健康づくりのため、男女共同参画の視点に基づく健康増進策を推進するとともに、食を通じた健康づくりや疾病予防など、正しい知識の普及を図ります。

#### ①「食のまちづくり条例」に基づく食のまちづくりの推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	食の拠点施設のキッチンスタジオで、性別にかかわらず誰もが楽しく調理体験できるようなイベント等を積極的に企画します。	○ 季節の調理体験などのイベント実施	食のまちづくり課 (食文化館)
2	自分に必要なバランスのとれた食事を摂取するための健康教室を、各地区において積極的に開催します。	○ 「健康に食べよう会」などの積極的な開催	市民福祉課 子ども未来課 (健康管理センター)
3	小浜の歴史と食文化の学習、食事のマナーや栄養指導、児童生徒が育てた食材を使ったふるさと料理の研修など、ふるさと小浜の食の教育を推進します。	○ 校区内型地場産学校給食の実施 ○ 教職員の食に関する研修 ○ 料理教室などの体験学習の実施	教育総務課

#### ②生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を推進します。	○ 健康相談の実施 ○ チラシ配布等による啓発活動の実施	子ども未来課 (健康管理センター)
2	妊娠からの一貫した母子保健サービスの充実を図ります。	○ 妊婦・乳幼児健診の実施 ○ 各種母子保健サービスの実施・紹介	子ども未来課 (健康管理センター)
3	すべての人が生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう健康教育、健康相談、健康診査、介護予防事業などの保健事業の推進を図ります。	○ 健康相談や教室の開催 ○ 特定健康診査、がん検診など各種検診の推進 ○ 各種保健事業の推進	子ども未来課 (健康管理センター)

番号	具体的施策	取組内容	担当課
4	いきいきと暮らすため、生涯にわたるスポーツ活動の推進を図ります。	○ 各種スポーツ教室の開催	生涯学習スポーツ課

### ③健康をおびやかす問題についての対策の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	HIV／エイズや性感染症は健康に甚大な影響をもたらすものであり、学校において、児童生徒の発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるため、予防方法を含めた教育を推進します。	○ 新学習指導要領に基づいた指導 ○ 性教育年間指導計画に基づく指導	教育総務課
2	青少年による薬物乱用が増加傾向であるため、薬物乱用防止教育の充実を図ります。	○ 新学習指導要領に基づいた指導 ○ 薬物乱用防止教室の開催	教育総務課
3	広報・啓発活動を通じ、正しい知識の普及と、薬物乱用を許さない社会環境の形成に努めます。	○ ポスター、チラシなどによる啓発	子ども未来課 (健康管理センター)

### ④妊娠・出産期における母子保健対策の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	妊娠・出産を理由に不利益な取扱いを受けることがないように周知・啓発に努めます。	○ 周知・啓発	子ども未来課 (健康管理センター)

## 基本施策（２）高齢者や障がい者、外国人などの暮らしを地域で支えるしくみづくり

高齢者や障がい者、外国人などが安心して生活できるよう、地域で支え合う取組みを推進します。

### ①高齢者や障がい者の社会参画の促進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	老人クラブ活動の支援などを通じて、世代間交流やボランティア活動など地域に根ざした生きがいつくり、社会参加の推進に努めます。	○ 老人クラブ活動への支援	高齢・障がい者 元気支援課
		○ 世代間交流、ボランティア活動の実施	生涯学習スポーツ課

番号	具体的施策	取組内容	担当課
2	高齢者が健康で生きがいを持って生活が送れるよう、自ら行う健康づくりや介護予防事業、スポーツ、レクリエーション活動の支援を促進します。	○ 生きがい健康活動づくり事業の実施	高齢・障がい者 元気支援課
		○ 介護予防教室開催	高齢・障がい者 元気支援課 (地域包括支援センター)
		○ 各種スポーツ教室の実施	生涯学習スポーツ課
3	障がいがある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築に向けた取組みに努めます。	○ 障がい者スポーツ大会などの各種行事の開催 ○ 「広報おばま」、市公式ホームページなどによる意識啓発	高齢・障がい者 元気支援課

## ②高齢者や障がい者の自立した生活の支援

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して過ごせるよう、在宅サービス、施設サービスおよび地域密着型サービスの質の向上に努めます。	○ 事業所指導 ○ 介護給付の適正化 ○ 「広報おばま」、市公式ホームページでの周知 ○ 「介護保険利用のてびき」の配布	高齢・障がい者 元気支援課
2	高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、壮年期からの生活習慣病の予防や健康増進、また要介護状態などになるおそれのある高齢者を対象に効果的な介護予防事業に努めます。	○ 認知症サポーター養成講座の開催 ○ 介護ボランティア養成講座の開催	高齢・障がい者 元気支援課 (地域包括支援センター)
3	高齢者や障がい者の自立と社会参加を促進するため、心のバリアフリーも含め、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。	○ 歩道整備事業におけるバリアフリーの推進 ○ 都市公園整備におけるバリアフリーや障がい者に配慮した施設整備の推進	都市整備課

## ③国際的交流と国際理解の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	在住外国人のための情報提供に努めます。	○ 外国人用パンフレット作成などによる情報提供	商工観光課



番号	具体的施策	取組内容	担当課
2	外国人との交流を通して、諸外国に対する理解を促し、国際的な人権意識の向上と異文化に対する理解と協力を努めます。	○ 国際交流のつどいの開催による、異文化理解の促進	商工観光課
		○ 学校における外国語指導助手との交流促進	教育総務課
3	姉妹・友好都市との交流により、異文化に対する理解と協力を努めます。	○ 姉妹・友好都市との交流の企画	商工観光課

#### ④多様な性のあり方を尊重する意識づくり

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	学校においては、児童生徒の発達段階に応じた性に関する正しい知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観、自ら考え判断する意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにするため、学校教育活動全体を通じて性教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新学習指導要領に基づいた指導</li> <li>○ 長期休業中での生活指導</li> <li>○ 性教育授業の実施</li> </ul>	教育総務課
2	青少年の性行動が低年齢化・活発化している状況や性情報が氾濫している状況を踏まえ、思春期の性に関する正しい知識の情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新学習指導要領に基づいた指導</li> <li>○ 長期休業中での生活指導</li> <li>○ 性教育授業の実施</li> </ul>	教育総務課
3	学校におけるLGBT等（多様な性）に対する理解・啓発に努めます。	○ LGBT等に対する教職員への啓発	教育総務課
4	LGBT等（多様な性）に対する理解・啓発に努めます。	○ LGBT等に対する市職員への啓発	総務課

## 基本方針 4 みんなで守る

DVやハラスメント（いやがらせ行為）などは、重大な人権侵害であり根絶に向けた継続的な取り組みが必要です。

また、災害対応力を強化するために、男女共同参画の視点に基づく防災体制を整備し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

### 基本施策（1）DV等の防止に向けた支援体制の充実

DVやハラスメントは重大な人権侵害であるとの意識醸成に向けた教育を推進するとともに、被害者に対する相談・支援策の推進を図ります。

#### ①人権意識の高揚に向けた広報・啓発活動の充実

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	配偶者等からの暴力は犯罪であり、人権を侵害するものであるという認識を深めるため、広く市民に対し意識啓発を図ります。	○ ポスター掲示やパンフレット・チラシの配布などによる意識啓発	市民協働課
2	学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを指導します。	○ 道徳教育での指導	教育総務課

#### ②関係機関などとの連携による早期発見・支援への取組推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	医療、保健、福祉、教育機関等との連携により、被害者の支援に努めます。	○ 関係機関相互の情報共有	関係課

#### ③暴力を根絶するための基盤づくりおよび対策の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	DV、売買春、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為など、あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発に努めます。	○ 「広報おばま」などによる啓発 ○ 女性等に対する暴力の防止のポスター掲示、パンフレット・チラシの配布などによる啓発	市民協働課

番号	具体的施策	取組内容	担当課
2	道路、公園などでは、犯罪防止に配慮した設備の充実を図ることにより、安全・安心なまちづくりの推進に努めます。	○ 防犯灯の設置など	都市整備課

#### ④相談や支援に関する情報提供の充実

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	DV相談専用電話等の相談窓口の所在などを市民に周知し、被害者の立場に立ち、関係機関と連携を図ります。	○ パンフレット・チラシの配布、相談窓口カードの設置等による周知	市民協働課
2	相談や支援機関に関する十分な情報を提供し、被害者が的確に対応できるよう努めます。	○ 支援に関する情報収集	市民協働課
3	被害者が心身の健康を回復し、安心して自立した生活を送るための情報収集に努めます。	○ 支援に関する情報収集	市民協働課

#### ⑤関係機関との連携による相談体制の強化

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	関係機関との連携により被害者の自立支援方を講ずるよう努めます。	○ 関係機関との連携	市民協働課
		○ 家庭相談員、母子・父子自立支援員の配置	子ども未来課
2	DV防止ならびに被害者の保護および自立支援のための「DV対策庁内連絡会議」を開催し、庁内連携の強化を図ります。	○ 「DV対策庁内連絡会議」の開催	市民協働課
3	警察や福井県、他市町などの関係機関との連携を強化します。	○ 関係機関との連携	市民協働課
4	被害者の負担軽減のため、情報の共有化や窓口の一元化について検討します。	○ 相談体制の整備	市民協働課
5	二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿を図ります。	○ 専門的研修への参加	関係課
6	子どもや保護者を対象とする相談事業などの相談体制の充実に努めます。	○ 家庭教育相談の実施	生涯学習スポーツ課 (青少年愛護センター)
		○ 家庭相談員の育成 ○ 児童相談所との連携	子ども未来課

## ⑥被害者の安全確保と自立のための安全と住宅確保の支援

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	福井県など関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ります。	○ 関係機関との連携	市民協働課
2	各種制度を利用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。	○ 関係機関と連携した被害者の自立支援	市民協働課
3	公営住宅や民間賃貸住宅等に関する制度や物件について必要なときに情報収集に努めます。	○ 住宅に関する情報収集	市民協働課

## ⑦被害者の生活支援、経済的自立の支援

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	生活保護や児童扶養手当などの支援制度の啓発を図ります。	○ 各種窓口での情報提供	市民福祉課 子ども未来課

## 基本施策（2）男女共同参画の視点による防災体制の整備

自主防災組織などにおける男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に基づく避難所の環境整備などを推進します。

### ①自主防災組織などにおける男女共同参画の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	地域の自主防災組織などの体制や活動における女性の参画を進めます。	○ 自主防災組織等への啓発 ○ 女性リーダーの育成	生活安全課

### ②男女共同参画の視点による防災体制の整備

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災体制の整備を進めます。	○ 避難所の環境整備	生活安全課

## 基本方針 5 みんなで進める

男女共同参画は日常生活のさまざまな場面と関連することから、その推進のためには市民や事業所、行政などが一体となった協働体制が不可欠です。

このため、男女共同参画を推進・検証するための体制の整備を図るとともに、地域全体で男女共同参画推進の気運が高まるようなくみづくりや取組みを推進します。

### 基本施策（1）推進体制の整備・充実

主として庁内において、男女共同参画推進の核となる組織や体制を整備し、その機能強化を図ります。

また、国際的な取組みであり男女共同参画も重要な視点の一つとして位置付けられているSDGs（持続可能な開発目標）などの国際的な動向も踏まえて、取組みを推進します。

#### ①地域および事業所における組織・機能強化

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画地区推進員の設置を促し、地域および事業所における推進体制の整備を図ります。	○ 推進員に研修会への参加呼びかけ	市民協働課
2	男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成や啓発を図ります。	○ 気運の醸成、啓発	全課

#### ②本部の機構の組織・機能強化

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画推進協議会を開催し、推進に向け取り組みます。	○ 男女共同参画推進協議会の開催	市民協働課
2	小浜市男女共同参画推進条例に基づき、実効ある施策の推進に努めます。	○ 具体的施策の検証、実効性のある施策の推進	市民協働課
3	本施策の達成に向けて男女共同参画推進本部体制を強化し、庁内関係各課の連携強化を図ります。	○ 推進本部会議の開催	市民協働課
4	あらゆる行政施策が男女共同参画の視点で推進されるよう、職員の研修機会などの充実を図ります。	○ 女性職員のリーダー育成	総務課
5	苦情の処理などのため、行政相談委員、人権擁護委員などの積極的な協力を求めます。	○ 人権相談の実施	生涯学習スポーツ課
		○ 苦情処理体制の充実	市民協働課

番号	具体的施策	取組内容	担当課
6	男女共同参画の推進状況などの年次報告を作成し、公表します。	○ 年次報告の作成・公表	市民協働課
7	施策の総合的推進、フォローアップなどを図るため、必要に応じて実施施策の見直しを行います。	○ 具体的施策の見直し	市民協働課

### ③広報などによる男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画に関する情報を広報し、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。	○ 「広報おばま」、市公式ホームページなどによる情報発信	市民協働課

### ④SDGsの理念を踏まえた男女共同参画の推進

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	SDGsの理念を踏まえて男女共同参画を推進します。	○ SDGsの理念の周知	市民協働課

## 基本施策（2）進捗状況の検証

計画・施策が円滑に推進され、実効性のあるものとなるよう、男女共同参画の調査研究を継続的に行うとともに、本プランや男女共同参画の進捗状況を定期的に検証します。

### ①情報の提供、調査研究

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画社会の形成に関する情報の提供、調査研究に取り組みます。	○ 「広報おばま」、市公式ホームページなどでの情報提供 ○ アンケート実施	市民協働課

### ②各種団体、市民の理解を深めるための取組みの強化

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画に関する理解を深めるため、「家庭と仕事の両立の日」（ワーク・ライフ・バランス）の意識啓発に努めます。	○ チラシ配布などによる啓発	市民協働課

### ③男女共同参画社会形成の促進に関する施策の実施状況の検証

番号	具体的施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画社会形成の促進に関する施策の実施状況の検証を行います。	○ プラン検証・結果報告	全課

## 第 5 章 プランの指標・目標

本プランの進捗状況を継続的・数値的に把握・検証するため、以下の数値目標を定め、施策の推進にあたります。

指標・目標	基準値 (現状値) 令和2年度	目標値 令和7年度
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識に否定的な人の割合	62.0%	70%
家庭生活で男女平等になっていると思う人の割合	27.7%	50%
地域社会で男女平等になっていると思う人の割合	25.9%	50%
学校教育の場で男女平等になっていると思う人の割合	57.1%	60%
市の審議会・委員会などでの女性の参画率	27.9%	40%
市役所の管理職における女性の割合	21.1%	25%
職場で男女平等になっていると思う人の割合	26.7%	50%
ハラスメント防止対策をしている事業所の割合	62.3%	70%
食育に関心を持ち重要性を認識している市民の割合	74.9%	100%
がん検診受診率（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮がん、乳がん）	38.2% (令和元年度)	50%
特定健康診査受診率（40歳以上の国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を受診した人の割合）	37.7% (令和元年度)	60%
多様な性（LGBT）の言葉の認知度（言葉も意味も知っている）	63.1%	70%
女性の防災士資格取得者数	18人 (令和2年4月1日現在)	33人
SDGsの言葉の認知度（言葉も意味も知っている）	15.7%	50%

## 1 小浜市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	所属	役職等	委員名	備考
団体の代表	小浜市小中学校校長会	西津小学校校長	岡本 悟	
	内外海地区まちづくり協議会	副会長	吉武 みどり	
	小浜市PTA連合会	会長	大江 孝広	
	小浜市連合婦人会	副会長	大岸 美由紀	
	小浜男女共同参画ネットワーク	会長	村山 典子	委員長
	小浜商工会議所青年部	専務理事	濱瀬 広直	
行政	小浜人権擁護委員協議会	人権擁護委員	大橋 導子	副委員長
	若狭健康福祉センター	福井県女性相談員	鈴木 明美	
	小浜警察署	警務課長	大濱 玉貴	
	小浜市教育委員会教育委員代表	教育委員	村上 郁子	
	小浜市男女共同参画推進本部	副本部長 (企画部長)	東野 克拓	



## 2 策定経緯

年	月 日	内 容
令和2年	7月2日(木)	第1回小浜市男女共同参画プラン策定委員会 開催 (1) 委員長・副委員長の選出について (2) 第2次おばま男女共同参画改定プランの取組みの検証について (3) 第3次おばま男女共同参画プランの策定について (4) その他
	7月31日(金) ～8月14日(金)	男女共同参画社会に向けての市民意識調査 実施
	8月3日(月) ～8月25日(火)	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 実施
	10月1日(木)	第2回小浜市男女共同参画プラン策定委員会 開催 (1) アンケート調査結果について (2) 第3次おばま男女共同参画プラン骨子案について (3) その他
	12月17日(木)	第3回小浜市男女共同参画プラン策定委員会 開催 (1) 第3次おばま男女共同参画プラン素案について (2) その他
令和3年	2月9日(火) ～2月26日(金)	パブリックコメントの実施
	3月9日(火)	第4回小浜市男女共同参画プラン策定委員会 開催 (1) 第3次おばま男女共同参画プラン案について (2) その他

## 3 用語解説

---

### ■SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標。「誰一人取り残さない」をテーマに、世界が直面する環境問題や貧困の問題、政治、経済等の課題解決に向けた目標を定めたもので、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標）で構成されている。

国連加盟193か国が2030（令和12）年までの目標達成に向け、さまざまな取組みを進めている。

### ■LGBT（エル・ジー・ビー・ティ）

「Lesbian」（女性の同性愛者）、「Gay」（男性の同性愛者）、「Bisexual」（両性愛者）、「Transgender」（身体の性と心の性が一致しない人）の頭文字をとった言葉。多様な性のあり方を表す言葉の一つ。

### ■ストーカー行為

執拗な”つきまとい”など、相手に迷惑や攻撃を与える行為のこと。2000年（平成12年）に制定された「ストーカー行為等の規制に関する法律」により、処罰の対象となっている。

### ■セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまなものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇など不当な扱いをする「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」を、セクシャル・ハラスメントに含むこともある。

### ■積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、機会均等の実現を目的に行う暫定的な措置のこと。男女共同参画の分野では、女性の参画が少ない役職・職域・分野などに女性を積極的に登用する取組みなどをさす。

### ■テレワーク

情報通信技術を活用した、時間や場所を有効に活用する柔軟な働き方のこと。自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務などがある。

## ■ドメスティック・バイオレンス（DV）

「Domestic Violence」のことで直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠を共にする（または共にしていた）交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。未婚で交際中のカップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

## ■パワー・ハラスメント

職場での上下関係など職務上の地位や、人間関係などの優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。

## ■メディアリテラシー

テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット等のメディア（情報発信媒体）の特性や利用方法を理解し、情報の正誤や適正・不適正を正しく判断して活用する能力のこと。固定的な性別役割分担意識に基づく情報や、性差別的な情報がメディアによって発信されることがあるため、男女共同参画の分野においても、メディアリテラシーの向上が重要となる。

## ■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさす。

## 4 小浜市男女共同参画推進条例

平成 14 年 9 月 30 日

条例第 29 号

小浜市は、長い歴史、豊かな文化、美しい自然に恵まれ、海外や国内各地との交易、交流などを通じて発展してきたまちである。

この地に住む私たちは、食を守り、はぐくみ、および活かす食のまちづくりなど地域の特性を生かしたまちづくりに男女が共に取り組んでいる。

小浜市は、古文書に著されている平安時代に活躍した「小槻おづきの 氏女うずめ」、戦国の世に生きた「常高院じょうこういん(織田おだ 信長のぶながの妹お市いちの方かたの娘お初はつ)」、幕末、明治時代に生きた「木戸きど 松子まつこ(名妓めいぎ 幾松いくまつ、明治維新の三傑と称された木戸孝允きどたかよし(桂かつら 小五郎ごごろう)の妻)」や明治の歌人「山川やまかわ 登美子とみこ」などの女性が活躍した地であり、また、明治時代に女性教育の大切さを訴え、女学校の創設に尽力した「山口やまぐち 嘉七かしち」などを輩出した地でもある。

しかしながら、古くからの慣習やしきたりによりつくられてきた性別による固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に影響を及ぼしている。

小浜市は、市民だれもが輝き、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、共に責任を担い、個性豊かな生活ができるまちをめざして、市、市民および事業者ならびに関係機関が連携、協働して男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づき、小浜市における男

女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって市民だれもが輝き、互いを尊重し、思いやりの心を持ち、共に責任を担い、個性豊かな生活ができる男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 食 小浜市食のまちづくり条例（平成 13 年小浜市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する食をいう。
- (4) 配偶者 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む。以下この号において同じ。）および配偶者であった者をいう。
- (5) 配偶者からの暴力 配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって、生命または身体に危害を及ぼすものをいう。

- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者の生活環境等を害し、または性的な言動に対する他の者の対応によって当該他の者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 社会における制度または慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または民間の団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会のあらゆる分野における活動に参画することができるようにすること。
- (5) 国際的協調の下に男女共同参画社会を形成すること。
- (6) 男女が、生涯を通じて健康に関心を持ち、健康を保持するために必要な食の大切さを共に考えることができるようにすること。
- (7) 男女が、それぞれの特徴および特性について互いに理解を深めることができるようにすること。
- (8) 配偶者間において人権侵害がないようにすること。
- (9) 子の養育に適した経済的、社会的および文化的環境の整備が図られること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の促進に関する施策の実施に当たっては、市民および事業者ならびに関係機関と相互に連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するとともに、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

- 2 市民は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度または慣行の改善に努めるものとする。
- 3 市民は、男女共に生涯を通じて健康に関心を持ち、健康の源である食の大切さを考え、健康を保持するよう努めるものとする。
- 4 市民は、男女の特徴および特性について互いに理解を深めるよう努めるものとする。
- 5 市民は、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、関係機関に通報するよう努めなければならない。
- 6 市民は、第11条の家庭と仕事の両立の日においては、基本理念にのっとり、家庭、地域等における役割を十分に果たすよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むものとする。

- 2 事業者は、第11条の家庭と仕事の両立の日においては、男女共同参画の推進を図るため、適切な措置を講ずるとともに、日頃から勤労者が家庭生活と仕事を両立できるよう配慮するものとする。

3 事業者は、第10条第2項の調査その他男女共同参画の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、配偶者に対し暴力(心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。)を加えてはならない。

2 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(伝達する情報に関する配慮)

第8条 何人も、伝達する情報において、性別による固定的な役割分担および配偶者からの暴力を助長または強く示唆するような表現を用いないよう配慮するものとする。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 基本計画は、変更することができる。

6 第3項および第4項の規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

(情報提供等)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民および事業者の理解を深めるため、情報提供および広報活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進の状況および実態を把握するため、必要と認めるときは、市民、事業者または関係機関に対して調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。この場合において、市は、個人情報の保護に関して最大限の注意を払わなければならない。

(家庭と仕事の両立の日)

第11条 市は、男女共同参画に関する意識の啓発および基本計画の推進を図るため、家庭と仕事の両立の日を定めるものとする。

(表彰)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関して、その功績が特に顕著な個人および団体に対して、表彰を行うことができる。

(附属機関における積極的改善措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関を組織する委員その他の構成員の任命に当たっては、個人の能力を合理的かつ適正に評価し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の積極的改善措置を講ずる場合は、当該附属機関を組織する委員その他の構成員のうち、男女のいずれか一方の委員その他の構成員の数が、当該附属機関を組織する委員その他の構成員の総数の10分の4未満とならないよう配慮するものとする。

(市民および事業者への支援)

第14条 市は、市民および事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 市民が性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権を侵害された場合は、市に申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による申出があった場合は、関係機関と連携し、被害者の救済を図るため必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 4 章 男女共同参画推進体制

(推進員等)

第 16 条 市は、地域における男女共同参画を促進するため、地域に男女共同参画地区推進員（以下「地区推進員」という。）を置くことを奨励するものとする。

2 地区推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地区内における男女共同参画に関する広報活動
- (2) 地区内における家庭と仕事の両立の日の普及
- (3) 男女共同参画に関する相談、指導および助言
- (4) 関係機関との連携および協力
- (5) 市等が実施する研修、講演会等への参加

3 事業者は、事業所における男女共同参画を促進するため、男女共同参画事業所推進員（以下「事業所推進員」という。）を置くよう努めるものとする。

4 事業所推進員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 事業所内における男女共同参画に関する広報活動
- (2) 事業所内における家庭と仕事の両立の日の普及
- (3) 男女共同参画に関する相談、指導および助言
- (4) 関係機関との連携および協力
- (5) 市等が実施する研修、講演会等への参加

5 市は、地区推進員および事業所推進員に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する研修の実施
- (2) 男女共同参画に関する情報の提供
- (3) 男女共同参画に関する指導および助言
- (4) その他男女共同参画を推進するため必要と認められる事項

(推進体制の整備)

第 17 条 市長は、男女共同参画の促進に関する施策を推進するため、体制の整備に取り組むものとする。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

---

**第3次おばま男女共同参画プラン**  
**— 小浜市男女共同参画基本計画 —**

発行：小浜市 企画部 市民協働課

発行年月：令和3年3月

〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3  
TEL：0770-53-1111（代） FAX：0770-53-0742

---